

第7回教育委員会定例会会議録

平成22年7月27日（火）

場所：国立市役所教育委員会室

出席委員	委員長	長	佐藤路子
	委員長職務代理者		米田雅子
	委員		中村雅子
	委員		嵐山光三郎
	教育長		
出席職員	教育次長		是松昭一
	教育庶務課長		武川芳弘
	学校指導課長		悴田康之
	生涯学習課長		尾崎重明
	給食センター一所長		石田進
	公民館長		荒井敏行
	図書館長		森永正
	指導主事		市川晃司
	指導主事		窪田香

国立市教育委員会

午後2時00分開議

○【佐藤委員長】 皆様、こんにちは。お暑い毎日が続いております。最近猛暑ならぬ「激暑」という言葉も耳にいたします。熱中症などの予防も含めまして、健康管理には十分お気をつけいただきたいと思います。

では、これから平成22年第7回教育委員会定例会を開催します。

きょうの会議録署名委員を嵐山委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【嵐山委員】 はい。

○【佐藤委員長】 それでは、審議に入りますが、本日の審議案件のうち、議案第17号、情報非開示決定処分に係る異議申立てに対する決定については、個人情報とプライバシーにかかわる案件ですので秘密会としますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(1) 教育長報告

○【佐藤委員長】 それでは最初に、教育長報告をお受けいたします。

是松教育次長、お願いします。

○【是松教育次長】 それでは、前回第6回定例教育委員会を開催いたしました6月29日から昨日7月26日までの教育委員会事務局の主な事業についてご報告申し上げます。

6月29日火曜日に、小・中学校の指導教諭連携を強化するための小・中連携推進協議会を開催いたしました。

6月30日水曜日には、第四小学校を市教委訪問いたしております。

7月2日金曜日に、校長会が開催されております。同日、東京都文化財区市町村協議会総会が調布市で開かれ、教育次長と担当者で出席いたしました。

7月5日月曜日、放課後子ども教室運営委員会を開催いたしました。

7月6日火曜日、給食センターの献立作成委員会を開催いたしました。

7月7日水曜日には、第七小学校を市教委訪問いたしました。

7月8日木曜日に、小学校の教科用図書審議会が開催されております。

7月9日金曜日、副校長会が開催されました。同日、特別支援学級教科用図書審議会が開催されております。

7月12日月曜日には、公民館運営審議会を開催いたしました。

7月14日水曜日に、都市教育長会が開催され、教育次長が出席いたしました。

7月15日木曜日、東京国体の実行委員会設立総会並びに第1回の総会を芸術小ホールで開催いたしました。当日100名近い会員の方がお集まりいただき、国体に向けての実行委員会が設立され、第1回総会も無事終了したところでございます。同日、図書館におきまして図書館協議会を開催しております。

7月16日金曜日に、1学期の給食が各校において終了いたしました。

7月20日火曜日には、1学期が終了いたしております。同日、夜、社会教育委員の会を開催いたしました。

7月21日水曜日、給食センターにおきまして、給食調理員・配膳員の衛生講習会を開催いたしました。

7月22日木曜日、給食センター運営審議会を開催いたしました。同日、体育指導委員会を開催しております。また、都市教育長会研修会が開催されておりまして、佐藤委員長と武川教育庶務課長が出席したところでございます。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。教育長報告が終わりました。ご意見、ご感想などございますか。

米田委員。

○【米田委員】 それでは、今、教育次長から報告がありました6月から7月にかけての報告に関して、市教委訪問が四小と七小でありましたので、その報告と、あと幾つか質問をさせていただきたいと思えます。

6月30日、四小の市教委訪問がございました。四小は、いわゆる人権教育ということで、そういう意識のもとに先生たちがふだんの授業をしてくださっていて、今回も研究授業で道徳の人権尊重の教育ということで、自分も友だちも大切に、そういう児童を育成したいという課題のもとに研究授業がありました。

この研究主題は、道徳の2年目ということで5年生の高齢者にかかわる人権問題ということで、具体的に先生が資料を読み上げ、そして児童たちが話し合い、そして、これは「おばあちゃんの心」という教材でしたけれども、高齢者と自分たちの意識の違い。しかし、その中にそれぞれが認め合うことをもって家族愛を大事にしようということで、自分の価値だけではなくほかの人の価値もそれを読み解く力を育てるといふ、さらには、現在核家族が多いので、高齢者と実際に日常生活を送るといふ経験が薄い子どもたちにとって、高齢者の実態、どういふふうな形で生きているか、何を考えているのかということを実際に課題を通して認知させるという、そういう研究授業になっておりました。そういう研究授業をやることによって、自分の生活を振り返り、そして家族の存在が何かということを考える。そして家族にとってそれぞれが理解し合うことが一番大事であるという、そういったことを先生が最後に説話をお話くださって、この授業は終わりました。

どういふことでこういうものを取り上げるかということは、最初にこの学校の研究主題であります人権尊重ということを中心に考えるわけですが、その前提として、それぞれ高齢者、それを含む弱者、そういう人たちに対する心配りであるとか、そういう人たちを理解する心、そういったものを呼びかけた大変意味のある研究授業だったと思えます。

そして最後に、後の研究協議会で、各学年の先生たち、低学年、中学年、高学年の先生がそれぞれの課題、それを非常に活発に議論なさいまして、国立の研究協議会が、各学校それぞれ課題によって研究を深め、そして先生たちが活発な討論を展開していただくということで、先生たちの授業力、さらには協力体制、そういったものが高まっているという傾向が四小の場合にもはっきり見て取れたので、大変喜ばしいことだといふふうに思いました。

さらに、七小の場合にも、研究授業で算数の研究授業ということで、これも七小は2年目ですので、5年生のじっくりクラスの授業を研究授業としてやってくださいましたけれども、子どもたちの実情に合わせて、数直線によって文章題を解くという問題でしたけれども、テープを使ったりして先生が工夫されて、視覚的理解から入らせて、そして、それぞれが自分の思考力でもって数直線を書くことができるようになるよといふようなことで、さまざまな工夫をなさっていらっしゃいました。算数の場合には、やはりしっかり理解できる。そして自分が問題が解けた。そしてもっとやってみたい

という、そういったことを児童の心に届くような形での授業ということで大変感心いたしました。個々の生徒の実情に合わせて、基本指導も非常に丁寧になさっていて、集団指導でありながら個別指導にも気を配っていただいているというふうに思いました。

研究協議会は、個々の先生たちがそれぞれ成果と課題ということを出されて、それをすぐプリントして配ってくださって、そして全員がそれに基づいて発言なさるといふ非常に活発な議論を展開していただいたように思います。そして自分だったらどうするとか、具体的にもっと抽象的な考えを先に出すとか、いろいろな発言があつて、この授業をやってくださった先生は、主幹の先生でベテランの先生ですが、その先生に向かって若い先生がさまざま自分の意見をぶつけてらして、こういう傾向はいい傾向だなというふうに思いました。

以上、四小と七小の市教委訪問の特に研究授業に関してご報告いたしました。

そして質問ですが、まず一番最初に6月29日の火曜日、小・中連携推進協議会というものが開催されて、どういう形で小・中連携を具体的に進めていくかというふうなお話が多分出たと思いますので、今年度の具体的な方策とか、そういったものが具体的に挙がっていればお話しいただきたいと思いません。

あともう1点ですが、7月2日の放課後子ども教室の運営委員会、放課後子ども教室は去年から全小学校で実施されるようになったわけですが、3年目、2年目という学校があるわけですが、具体的にどのような課題が挙がっているかとか、生涯教育としてどういう方向性でこれから進めていく予定なのかということも計画がありましたらお知らせください。

以上です。

○【佐藤委員長】 ただいま市教委訪問の研究授業について感想などいただきました。では、質問が2点出ました。初めに、小・中連携推進協議会の内容についてお願いいたします。

では、市川指導主事、お願いします。

○【市川指導主事】 6月29日に行われた協議会についてですが、まず授業公開ということで、一小、二小、五小、八小を会場校として、その他の学校の教員がすべて分散して授業公開ということで授業を参観しました。45分間授業を見た後に、各分科会に分かれて協議をいたしました。何もテーマがないと話し合いが深まらないものですから、本年度は副校長先生、また、主幹教諭とも話し合つて、3つのテーマに分かれて話し合いをしました。まず1つ目が「学習指導について」、2つ目が「生活規律について」、3つ目が「不登校について」、この3つの分科会に分かれてそれぞれの学校で話し合いを進めました。

まず授業を参観しましたので、授業を見ての感想から始まったわけですが、その後の話し合いにおいて、具体的な方策ということで今、米田委員からありましたが、例えば学習指導の分科会においては、小学校、中学校それぞれ校種に配慮した年間指導計画を立てていこうというような話がまず出ました。

また、生活規律のブロックにおいては、小学校から中学校に上がったときに校則というようなものもあつて急に環境が変わる。そういった中で、細かいところも確認し合つていく必要があるねということで話し合いがなされました。ただ、時間に限りがやはりありましたので、出されたテーマをもとに今後の教務主任会、または生活指導主任会等で具体的に話し合いを進めていくということになりました。また、アンケートをとっておりますので、そのアンケートをこちらのほうで集計しまして、またいろいろな会で提供しながら協議が深まればと思つているところです。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。市川指導主事から大変細かくお話がありました。小・中連携推進協議会につきましては、ほかによろしいでしょうか。

では続きまして、もう1つの質問の放課後子ども教室運営委員会についてお願いいたします。

尾崎生涯学習課長、お願いします。

○【尾崎生涯学習課長】 まず課題でございますが、当日の運営委員会では、現在の運営がほぼ軌道に乗ってきておりますので、委員さんからほとんど質問はございませんでした。意見もほとんどありませんでした。うちのほうで考えている課題としては、学習アドバイザーによって折り紙教室とか集団の遊び、詩吟等をやっておるのですが、その種目について今後どうしていくかというのが検討課題でございます。あと放課後教室の中で、安全管理委員が応急対応にどうしていくか、その関係の研修が必要ではないかということで課題として思っております。

今後の方向性につきましては、放課後に子どもさんが集まって過ごすということは達成されておりますので、あとは日数をどうするかということが方向性として出していかなければならない課題と思っております。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 私も市教委訪問の感想を幾つか述べたいと思います。

個々の学校とか授業のことではなくて、全体として学校の環境が随分整備されてきているなというふうに思いました。理科室とか家庭科室とか、専科の教室が非常に使いやすくなっていて整理整頓もされているのが、私はそういう点を特に見えていますので、うれしく思っています。

この時期はすごく生命の勢いがいい季節で、学校ではいろいろな生き物を育てています。小学校1年生はアサガオを育てて、子どもたちが一生懸命観察記録などを書いていました。ただ、教室の中で育てていたヤゴが死んでしまって、それにかびがはえてしまったりとか、見ていてちょっと悲しくなるような光景もありました。私はそこで、とってきて観察したのだけれども、関心が向かなくなってしまったヤゴを、先生がどういうふうに引き取るか、死んでしまったヤゴをただ捨てるのではなくて、観察が終わった後、この命をどういうふうに引き取るかというところで、ぜひ先生たちからもしっかりと子どもたちに教えていただきたいということを要望してきました。

それから現在、私も教育委員として教科書採択に向けていろいろと教科書を読んできましたけれども、特に6月、7月の学校訪問では、教科書を先生たちがどのように使われているのか、どれくらいの重要性を教科書が持っているかということにふだんよりは注目して見てきたつもりです。5～6分ずつ、次々と見て回るだけでは十分にはわかりませんでしたけれども、やはり先生たちにとって使いやすい、しかも子どもたちが親しめるというか、子どものレベルに合わせるだけではなく、子どもにとっても何か大切なものだという、そういう感じのする本を私も今回選べたらいいなと思いました。

以上です。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

先ほど小・中連携推進協議会の話をしていただきました。その中で、すべての先生が分散して授業を参観した。あるいはまた、限られた時間の中で活発な協議を行うために分科会でテーマを設定した等、具体的に工夫をしていただいで進めていただいたことは非常にうれしいと思います。また、先日、

武蔵村山市立の小・中一貫校の村山学園を視察する機会をいただきました。いろいろなお話が出ましたけれども、その中で「小学校、中学校の先生方の意識を変えるということが、校舎一体型といえども非常に難しいです」というお話が出ました。また、教育カリキュラムを作成していて、その指導案を見せていただきましたけれども、指導案の中に「小・中連携の視点」というところがあって、非常に興味深く見せていただいたことをお伝えいたします。

また、市教委訪問につきましては、大分細かくお話しいたきましたので、私は授業改善推進プランについてだけお話ししたいと思います。

今、授業の改善を図るための取り組みの1つとして、授業改善推進プランの作成に力を入れていただいています。市教委訪問の際にも、1単位時間における指導内容の概要や授業改善のポイントや工夫を前もって示していただいています。先生方が授業の中で具体的にどこをどのように子どもたちの理解が進むために改善するのか。まずそのことを意識するということが実は非常に大切なのだと思います。また、改善するためには、これまでの授業を振り返ることが不可欠であろうと思います。よく学校指導課長も学校で指導されていますけれども、具体的にということが非常に大切であると思います。また、よりわかる授業、そのために具体的に変わっていくことが期待されているのではないかと思います。今後とも学校全体で、また、教育委員会として取り組み続けるという姿勢をぜひ堅持していただきたいと思って期待をしております。

それから先ほどの報告の中に、都市教育長会研修会のお話が出ました。参加させていただきましたので、メモをもとに内容をお伝えできればと思いますので、お話しさせていただきます。

当日は、「我が国における学校教育の現状と課題」というテーマで、中央教育審議会委員で副会長であり、また、「全国学力・学習状況調査分析活用専門家会議」座長を務めていらっしゃる、梶田叡一先生が講師でお話をいただきました。小学校から大学までの学校教育に携わる経験をお持ちで、今現在もいろいろな役職を務めておられますけれども、学校経営にも携わり、また、25年ほど前になるということでしたけれども、大阪府箕面市で8年間教育委員を務められたということで、「生の公立学校もよく知っていてその上での話をさせていただきます」ということでした。

まず、これまでは特定の地域での傾向と思われていた私学志向が、最近では、梶田先生の周りにも広がりつつあるという懸念を抱いていらっしゃる現状のようです。「もともと私学志向というのは、勉強がわかる、できるようになるための私学志向ではなかったはずであり、本来そうであってはならない。それを踏まえて、公立学校がしっかりしなければ日本の教育がだめになるのだ」というお話もありました。

また、ご自身は90年代からその危機感を持っているということで、「それは、子どもたちに好きなことを好きなときに好きなようにやらせる。また、努力を教えなくなったことから来ている。子どもには無限の可能性があるのであって子どもの自主性に任せるという美名のもとに教えるべきことを教えない。あるいは甘やかすというだけではいけないのだ」ということを繰り返し話されていました。また、「社会や世の中にはいろいろな変化がある。これは当然だけれども、いつの時代にあっても子どもの育つ道筋にきれいごとには要らない」という表現もされていらっしゃいました。また、「今の校長先生、副校長先生方の年代は、若いころに教材研究など非常によく勉強、研究をされた世代であるので、そのことを臆せずぜひ若い先生方にきちんと伝えていっていただきたい」ということもお話しされていました。

また、「今問題なのは、学力低下ということもありますけれども、勉強が好き、勉強がやりたいと

いう意欲の低下が如実にいろいろな調査、結果にあらわれていることこそが大きな問題であって、学校は勉強をするところであり、子どもたちが賢くなる場所だということを今一度確認することが大切だ」ということでした。また、「学校は勉強をするところという雰囲気大切であり、これは勉強を土台にした生きる力が大切であるからだ」というお話でした。生きる力についても、これまで「生きる力」というと世の中に出てから使える力という捉え方がメインというか、大筋であったけれども、梶田先生ご自身「世の中に出てから使える力とともに、今生きている自分の世界、我的世界で生きていく力、その両方が大切だ」ということを話されました。また、「世の中に出れば、言葉や口の聞き方1つにしても、また、あいさつの仕方、TPOをわきまえた服装などについても、判断が必要になり、世の中に出てから使える力としてしっかり教えていくことが大切である」というお話もされていました。

また、新学習指導要領にも触れられて、30年ぶりに中身がふえたこと、それから方向性も一部変わったことを通し、「今回の指導要領の改定で大切なことは、プロとしての教員がさらに専門性を磨いて責任を持って子どもたちに教えること。また、子どもが楽しく学習して力をつけられるようにすることだ。また、先生は子どもに力をつけるその中身を知っていることが大切だ」とおっしゃいました。また、きのう、おとといあたりでしょうか、学力テストの科目数の件も報道されていましたが、学力テストの今後の動向であるとか、35人学級の話が出た背景等についても若干お話をさせていただきました。

心に残ったことは、「教育というのは大きな流れであり、また、変わってはいけないものがある。いろいろな変化や動きがある中で、学校がその影響を受けないようにしていくことが非常に大切である」とおっしゃったことです。また、「世の中とのつながりが濃くても薄くても、また、どういう環境であっても、自分で生きがいをつくるということがとても大切である」ということ、また、「自ら学び考える力というのは、人の話をきちんと聞く、本等をきちんと読む、そしてすべてのものから学ぶ謙虚さのことである」というお話が大変印象に残りました。「学校教育」ということがテーマでしたけれども、学校教育に限らず社会教育にも通じる大変貴重なお話をいただいたと思われましたので、簡単にご紹介をさせていただきました。

それから先ほど次長から国体の設立総会についてお話がありました。100名近いという報告がありましたけれども、本当に多くの方に集まってくださいました。設立総会の当日も、多くの教育委員会職員の方が運営等に当たっていただきおりました。事務的には生涯学習課が中心になりますけれども、教育委員会を挙げて取り組んでいくのだなと思ひまして、身の引き締まる思いがいたしました。今後とも各関係団体と連携をとりながら、よろしくお願ひしたいと思っております。

ほかにはよろしいでしょうか。

では、次に移ります。



○議題（2） 陳情第3号 小学校6年生の社会科教科書採択に関する陳情

○【佐藤委員長】 よろしければ、陳情第3号、小学校6年生の社会科教科書採択に関する陳情についてを議題といたします。

陳情者から趣旨説明をしたいというお申し出がございますので、これを認めることでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○【佐藤委員長】 それでは、暫時休憩とし、説明を受けたいと思います。

陳情の方、どうぞよろしく申し上げます。

午後2時29分休憩

午後2時43分再開

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。休憩を閉じて議事に戻りたいと思います。

ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

米田委員。

○【米田委員】 この陳情は、小学校6年生の社会科教科書採択に関する陳情ということで、今ある陳情の趣旨、それ以外の情報をいろいろお話しいただきました。陳情の趣旨としては、1つには①ということで憲法9条と19条、21条、それを最重視した採択を行ってくださいというのが1点です。そして第2点としては、そういう教科書は採択できない場合には、ほかの方法で子どもたちに多様な考えがあることを指導してくださいという、この2点だと思います。

今、教育委員会で教科書採択を行っていますけれども、教育委員会の小学校教科書採択に関しては、いろいろなどという方法でやろうかということで1つ今回の方法としては、現場の先生たちが各教科書を見ていただいて、そして、その先生たちの議論をもとに審議会がまとめて、そして最終的に教育委員の見識、そして権限ということで決めるということになっております。

その際、社会科にしろ国語にしろ、1年生から6年生までの教科書すべて、そして各教科書会社、平均5～6社だと思いますけれども、それを見た上で子どもにとってどういう教科書が一番興味を持って勉強できるのか。さらには、先生たちがどういう教科書が教えやすいのかということ現場の先生の意向を重視して、そして決めていこうという、そういう教育委員会の中でもそういったことになっております。そして、それが実際にきょうは審議会のほうから報告をいただくというふうになっております。

その際、今、陳情者のおっしゃった社会科教科書、6年生の教科書の記述に関して、後の説明で具体的にどういう会社がどういう記述があるというようなことを詳しくご報告いただいたわけですが、教科書採択においては、今、陳情していただいたことを踏まえつつ、しかしながら最初からの教科書会社のものはだめとか、これはよくないとかいうことを言う形で排除した、そういう上で教科書採択をするというのは、国立が今回とろうとしていた現場の先生の発言を重視し、そして、それをまとめた上で最終決定するという決める手順、順序からすると、最初からこういう形で幾つかの教科書を排除するというのは少し問題があるかなというふうに私は正直思います。

さらに、市民の方からの教科書を見た上でのさまざまな意見も私たちの手元に全部来ております。そういう形でそういう市民の方の意見、そして中心はそれを使って実際に授業する先生の意向ということ勘案した上で、最終的に教育委員会で決定するということが今までの決め方の方法ということをきちっと決めた上ではいいことであるというふうに私は思っておりますので、こういう陳情として、具体的にはどの教科書をやめてくださいという陳情ではないのですけれども、説明によるとそういうことがうかがい知れるわけですが、そういう形での陳情は、ここで採択するのは不適當かなというふうに思います。

以上です。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 米田委員に全く賛成です。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 ここに込められた情報量がたくさんあると思います。参考になる点もあります。陳情の趣旨をまとめると、ここでは小学6年生の社会科教科書採択においては、憲法9条、19条、21条を最重視し、採択を行ってくださいということが1つです。

2番目に、もしもこの3点を最重視した採択が行えなかった場合には、多様な見方、考え方を教えることが大切だということを市民も傍聴できる校長会で周知してくださいという要望です。

趣旨は理解します。私も憲法を重視した教科書採択というのは当然のことだと思います。ただ、憲法の総体としての重要性を考えた場合に、特に陳情者が9条、19条、21条という3つを特に取り上げて最重視するよという、このかなりの具体性に対しては、ここで採択をすることが、それでは国立の教科書採択は9条、19条、21条が最重要だということをそのまま受け入れるということになるのかという問題があります。先ほども陳情者自身がおっしゃったように、憲法に対する意見も多様だと思います。私は、憲法の趣旨を重視して、特に社会科の教科書を採択するように考えてほしいという趣旨は受けとめたいと思います。ただし、ここで言われる9条、19条、21条、これが最も大事な3つであるというところまでを指定されることについては、どうかなという疑問があります。

もう1つは、ここで「これがだめだからこれを」ということはおっしゃっていないわけです。そして、どうもこれを見ると、指導要領が変わり、教育基本法が変わったという中で、これだったら大丈夫という教科書もどうやらなさそうな雰囲気です。そのときに、多様な見方、考え方を教えることが大切だということを校長会で周知してくださいというのは、これは学校指導課に対する要望かと思いますがけれども、多様な見方、考え方を教えることが社会科では大事だということは学校指導課のほうでも学校現場で指導してくださっていることと私は思っています。おっしゃっている内容については理解しますがけれども、これを陳情として採択することのあまりの具体性に対しては疑問があります。それが私の意見です。

○【佐藤委員長】 それぞれの意見を伺いました。私も意見を申し上げます。

教科書採択につきましては、地教行法第23条第6号の規定により「教育委員会がその権限と責任において採択を行う」となっております。いろいろなお考えがあることは承知しております。また、このたびの陳情者、また、代理の方のご意見も伺いました。

先ほど委員の中からもお話が出ましたが、小学校6年生の社会科教科書採択に関する陳情ということですが、教科書は1年生から6年生までのものを総合的に判断するものと考えております。また、今も中村委員からもお話がありましたけれども、特に3点を最重視して、その視点を大切に採択をとという陳情です。採択に当たりましては、都教委が作成する教科書調査研究資料も手元にいただいております。都教委では、調査項目を大きく内容及び構成上の工夫に絞り、具体的な内容についての調査研究を行っています。また、国立市では、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならないことを採択要綱で規定しております。調査研究委員会、審議会におきましては、子どもたちの実態、それから各校の意向にも配慮しつつ、全市的な立場に立って大きく4つの観点から十分な調査研究をしていただきました。この4つは、内容の選択、構成・分量、表記・表現、また、使用上の便宜となっております。

本日、これから審議会での報告をお受けするわけですがけれども、それを踏まえまして、子どもたちにどのような教科書を使うことがふさわしいのかということを経験的に判断していく作業を現在進め

ております。陳情の中に、一部の教科書会社を挙げたご意見がありました。採択を前にして、あらかじめ方向づけをしかねないような、あるいはまた、事前に手を縛りかねないような陳情を採択、あるいは趣旨採択とすることはふさわしくないのではと考えております。先ほど申しあげました地教行法第23条第6号の趣旨を損ないかねないのではないかと考えますので、陳情の扱いにつきましては、私は不採択が適当と考えます。

確認ですけれども、米田委員と嵐山委員は採択はふさわしくないということでしたが、扱いに関しては不採択でよろしいでしょうか。

○【米田委員】 はい。

○【佐藤委員長】 嵐山委員もそれでよろしいでしょうか。

○【嵐山委員】 はい。

○【佐藤委員長】 中村委員、扱いとしてはよろしいでしょうか。

○【中村委員】 そうですね。いろいろなことがあまりにも書かれ過ぎているので、趣旨の2つに限っては、もう1回私も自分の考えをまとめるために申し上げると、憲法を重視した教科書採択をするということは当然のことと思います。ただし、9条、19条、21条の3点だと、そこまで言われなくてもいいのではないかというふうに思います。

それから、多様な見方、考え方を教えることが大切というのもとりあえず当たり前のことで、これを不採択とすることが、こんなことは必要ないとするのではないというふうに理解します。

この中では、校長会を市民も傍聴できるようにしてほしいという要望も含まれていて、これをこのまま採択することは難しいと思いますが、趣旨は理解できます。ただし、具体的にはこれをこのまま採択するのは不適當ではないかと思しますので、総合すると、私は、本当に趣旨だけということで、趣旨採択でもいいかなと思います。

○【佐藤委員長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 僕は採択しなくていいと思う。僕は各論には反対の意見を持っております。特にサッカーのところで具体的な例を挙げてますが、日本のチーム、中山選手に対するこの方のおしゃる言い方は、私は反対です。かつて、オリンピックで水泳の選手が「自分のために戦います」という言い方ははやった。それが一時はやりました。しかし、人間は自分のために戦うほど強くないです。オリンピックとか、あるいはワールドカップのような国際試合は、ナショナルフラッグを揚げて戦う競技です。どこの国もナショナルフラッグを揚げて戦うのです。あたり前のことです。ですからそこで頑張った中山選手に対して、この言い方は侮蔑しているというところが不満です。

ここに挙がっている各論に関しては、私は賛成しかねる部分があります。ですから趣旨採択というのは、採択はしないという考えです。最初からこういう要望があるということの趣旨はわかりますけれども、採択というのには賛成しません。

○【佐藤委員長】 嵐山委員から、採択しない。不採択ということでしたね。

中村委員。

○【中村委員】 ただ、陳情の趣旨を説明するために、今、嵐山委員がおっしゃったことも含めて、いろいろなことが書かれていて、これが全部百点満点でないで採択できないということではないと思うのです。つまり、この訴えの根拠としていろいろ書かれている、そのことの1つでも何か気に入らないことがあったときに採択の可能性がうんと減るといふことであれば、そういうことを全く書かないで趣旨だけを、だれも反対できないようなことをポンと書いてということもあり得るわけです。気

持ちの部分と陳情そのものというのを私は一応区別してとらえたいと思っています。しかも、陳情の書面の趣旨説明だけでなく、国立の教育委員会では休憩をとって実際に陳情者の意見を聞く機会を設けているということは、さまざまな意見を私たちが聞く機会にもなっていますので、必要なことだと思っています。

私は陳情の趣旨の1と2だけを見れば反対とまでは言いたくないのですが、それでも内容があまりにも具体的で、要望としてはわかるけれども陳情として採択することの規定性が大き過ぎると考えますので、そういうのを趣旨採択と言っていいのかわかりませんが、採択するために論陣を張ることはきょうはしません。

○【佐藤委員長】 いろいろなご意見がありました。また、扱いについても確認をさせていただきました。今、教科書採択を控えて大切な時期であると思います。審議会の結果を踏まえた上で、子どもたちの最善の利益、それを教科書採択にどうつなげていくかということが大切であると思っています。今、皆さんがおっしゃいましたように、いろいろなお考えがあることは大前提です。ただ、その一つ一つを陳情として受け入れるということは、教育委員会としては非常に難しいものがあると思います。また、賛成、反対という思いもありませんけれども、陳情を国立市の教育委員会としてどう扱うことがふさわしいのかということが判断の基準であると思っています。私は先ほど申し上げたように、不採択と考えております。

皆様のご意見を伺いましたけれども、不採択ということになるかと思っています。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、採決に入ります。

本陳情は不採択とすることよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 陳情第3号、小学校6年生の社会科教科書採択に関する陳情は不採択といたします。



○議題(3) 行政報告第9号 国立市立小学校教科用図書審議会の審議結果について

○【佐藤委員長】 続きまして、行政報告第9号、国立市立小学校教科用図書審議会の審議結果についてを議案といたします。

お手元に小学校教科用図書審議会から平成23年度主要教科用図書採択に関する審議結果の報告書が提出されております。

まず初めに、審議会の審議経過についての説明を求めます。

悴田学校指導課長、お願いします。

○【悴田学校指導課長】 行政報告第9号、国立市立小学校教科用図書審議会の審議結果について、その経過をご説明いたします。

本年度は、国立市立小学校で平成23年度に使用いたします教科用図書につきまして、学校教育法第34条並びに国立市立学校教科用図書採択要項に基づき、4月28日に各小学校長へ調査研究委員の推薦依頼を行い、5月6日に第1回の審議会を開催いたしました。

審議会は、各小学校長及び私、学校指導課長と指導主事で構成しました。一部に副校長も入っております。

調査研究委員会については、教科ごとに9つの部会で構成し、各小学校長と副校長2名を委員長と

しました。そして主幹教諭、主任教諭、教諭を委員とし、5月11日から6月21日の間に調査研究をいたしました。

各調査研究委員会においては、児童の発達状況や調査研究項目に基づき調査研究を行い、その内容を各部会長が調査研究の結果として取りまとめ、6月28日の第2回教科用図書審議会にて報告をいたしました。

審議会では、各部会からの調査研究報告をもとに、6月28日と7月8日の2回審議してまいりました。その結果につきまして本日、審議会委員長の国立市立第八小学校西弘美校長からご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 それでは、審議結果についての報告を求めます。

小学校教科用図書審議会委員長の西弘美国立第八小学校長、よろしくお願いいたします。

○【西審議会委員長】 小学校の教科用図書審議会の委員長を務めました国立市立国立第八小学校の校長、西弘美でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会では、国立市立学校教科用図書採択要項によりまして、平成23年度に市立小学校8校において使用いたします教科用図書について審議をしてまいりました。

まず教科ごとに、直接児童を指導している各学校の教員で構成されました調査研究委員会が、それぞれの教科用図書の特徴や体制上、編集上の工夫について丁寧に調査いたしました。その結果、報告書をもとに審議会は慎重に内容について審議いたしました結果、要点を教科ごとにご報告いたします。お手元の別紙1の報告書をごらんください。

まず最初に、国語及び書写についてご報告をいたします。

国語科では、国語の言語の教育としての国語に対する関心を一層高める工夫や、学習の基礎となる国語の能力を身につけること、特に今回は思考力、判断力、表現力等を言語活動として確実に取り組むための各社の工夫について比べてまいりました。特に児童にとって読みやすく興味を持って進んで学べる工夫や配慮、実際に文章を書いたり読んだりする際に役立つような基本的な言語事項、そしてそれを使い果たした言語活動、また、進んで読書に取り組めるような工夫などについても検討いたしました。

書写につきましては、各成長段階に応じた指導や、意欲的に学ぶための要点等を中心に検討いたしました。その中では、本審議会においては、構成や系統性などを考慮いたしますと、国語の教科書と書写とは同一会社が適切であるという見解が確認されました。さらに、キャラクターが利用されておりますけれども、これは他の教科領域についても同様のことが言えますが、審議会全体としては肯定的にとらえることを確認しております。

続きまして、社会科、地図でございます。

社会科においては、児童が関心を持って主体的に学び、社会的事象を多面的、多角的に考察するという大きな目標がございますが、基本的な概念の技能を確実に教科書を利用して習得したり活用したり、その中で問題をみずから解決していくという力も同時に育むことが求められておりますので、今回はそれらの点について各社を比較し検討しました。特に基本的な地図や統計、それから資料を読み取るような力、都道府県等、世界の国々についての資料もついておりましたので、それらについて問題解決的な企画・構成になっているかどうかも含めて検討いたしました。

また、地図においては、先ほど国語と書写の関係でお話をいたしましたでしたが、使用する上では関連性等も考えられますが、内容的には授業中に視覚で理解をしたり、必要となった情報を写真やデータ、

地図等でその場で学びとることが大切ということも考えながら検討いたしました。また、非常にたくさんの方が情報がございますので、楽しみながら基本的なとらえ方を通して活用していくことも必要であるという点について考察をいたしました。

次に、算数科でございます。

算数科については、意欲的に学ぶということを通じた活動を通して一層充実させたい。そして基礎的、基本的な知識や技能を確実に積み上げていくという取り組みは、工夫や配慮がなされているかという点について検討してまいりました。特に発達や学年の段階に応じた反復、スパイラルによる教育課程を編成できるようにという重点がございますので、系統的、体系的な工夫や配慮、それから学習問題の分量、構成、取り扱われている図や表、グラフについて関連の確認をいたしました。

児童が言語活動も活用して学習に取り組むような点が今回重要とされておりますので、その点についてもどのような記載になっているかということに、記号の意味、言葉の意味についての取り上げ方については検討いたしました。

続きまして、理科でございます。

理科については、新たに学習内容が多く盛り込まれたことと、中学との連携ということも重視されております。特に問題解決能力を育てるという点がより一層明確になっておりますので、見通しを持った学習の取り組み方のヒントになる内容、それから子どもがみずから目的意識を持って考え、事実や現象とかかわり、結果から結論を導くという過程を大切にしている点について検討いたしました。特に時間を伴った理解ということが言われておりますので、その中に取り上げられている実験等についても考察いたしました。安全への配慮、基本的なことの定着、その中で使われている言語活動のかかわり方、児童にとっても見分け、使いやすさ、系統性についても検討いたしました。

次に、生活科でございます。

生活科は、具体的な活動や体験を通して、人や社会、自然とかかわるという、特に就学の低学年の2年間にかかわる教科でございます。楽しく子どもたちがみずから学べるという点についての配慮がどのようになされているかということを検討いたしました。自然の不思議さやおもしろさを実感するという点についても、工夫や配慮がどのようになされているかという点については検討いたしました。その中で、どの教科書も非常に年齢、それから性別等あらゆる面について配慮がなされていることも確認を行いました。

続きまして、音楽でございます。

音楽については、よさや楽しさを感じることに思いや意図を持って表現するという点についても大切にされている教科ですので、その点について系統的に学ぶための配慮や取り上げている曲等についても検討いたしました。音楽づくり、それから伝統音楽に対する理解、他国の音楽文化を尊重する態度等も養う観点が含まれておりますので、中に取り上げられている系統性や配列等についても慎重に検討いたしました。

続きまして、図画工作でございます。

図画工作につきましては、みずから作り出す喜びを味わうという点において、学習は非常に多くの時間を想定されております。しかしながら教科用図書については、取り上げられている作品、安全性への配慮、基礎的な能力を高めるための頻度等、子どもたちの感覚やイメージを比較するようなもの、そしてそれが手や体全体の感覚を働かせて取り組むような題材に富むべきもの、身の回りの形や色、環境から感じ取ったことを伝え合ったりする活動に対する工夫や配慮がどのようになされているか

という点についても検討いたしました。

何分共通に働く資質や能力を共通事項として示されておりまして、あとは指導者の工夫による点も非常に大きい教科ですので、いろいろな意見がありましたので、抽象的な記載にはなっている点もありますが、児童が親しみやすく教科書をヒントとして学べるという点について検討いたしました。

次に、家庭科でございます。

実践的、体験的な活動の重視をされている教科でありますけれども、特に家庭や家族との役割、生活に対するみずからのかかわり方、その中での基礎的な技能の習得、それから最近是他教科との連携も図る点において、教科書の中にさまざまな工夫や配慮がされている点について検討いたしました。食育の視点や消費者としての立場、それから環境に配慮した指導についても工夫したり取り上げられている点がございました。

最後に、保健でございます。

保健については、みずからの健康を適切に管理していくという、そうした能力を養う教科になっていきますけれども、今回検討するに当たりましては、話し合ってみよう、考えてみようと自分がみずから取り組む生活を見直す、生活をつくっていくというようなための配慮や工夫、それから成長段階を考慮した取り組みの内容について、どのように記載されているかという点について検討いたしました。例えば1日の生活のリズムやけがの防止等々、いろいろ情報として子どもたちに与えるようなヒントが各社工夫されて盛り込まれている点も取り上げることができました。

体系的に組み立てるためには、体育とそれからほかの教科との関連も必要ですけれども、子どもたちの認識を高めるという点についての構成力等についても検討いたしました。

それぞれの審議の結果につきましては、報告書に詳しく記載をさせていただきました。大まかにですがご説明させていただきまして、この後ごらんいただきたく存じます。

以上をもちまして、審議会の報告とさせていただきたいと思っております。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。審議会報告をいただきました。ご意見、ご感想、ご質問などございましたら、願いたします。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 感想を言います。国語は全部見たので、やっぱり1年生の教科書というのは、久しぶりに見て胸が熱くなりました。どれもこれもみんないいです。僕の小学生のときに比べてこんなに違うかというのを見て、どれもこれも胸が踊りました。私の感想ですが、西弘美さんの委員長名で、すごく丁寧に全部書いてあって、よく丁寧に説明してくれたなと感謝します。東京書籍の『新しい国語』は、おばさんとおばあさんの違いが漫画であって、笑いました。「あ」を入れるだけで「おばさん」「おばあさん」と。ユーモアの精神があって。東京書籍のは漫画があつてすごくこの中ではいいなと思いました。

あと三省堂が「ちびまる子ちゃん」などを使っているのですけれども、私はずっと編集者でしたので、それから言うと、編集が荒いなという感じがしました。いいと思ったのは、1つは教育出版です。びっくりしたのは3年生の教科書のレベルの高さに仰天しまして、3年生で蕪村の「菜の花や月は東に日は西に」が入っているのです。一茶の「雪とけて村いっばいの子供かな」、炭太祇の「美しき」何とかという私も忘れてしまうような句も入っている。それから中村汀女の咳をする有名な「せきの子のなぞなぞ遊びきりもなや」という、3年生で中村汀女、蕪村、一茶が出てくるかなという、それ

はいいなと思いました。

私の感想で一番いいと思ったのは、光村です。やっぱり光村というのは教科書いいですね。全部いいと思って、私が好きなのに「おむすび ころりん」が出てくるので。ただ、ちょっと気になったのは、これは大正7年に白秋が「赤い鳥」に発表した代表的な唱歌です。「あかい とり ことり」が出てくるのです。「なぜ なぜ あかい。あかい みを たべた」、ほかの人の作者名を教科書に入れているのです。他は著作権が切れても作者名を入れているのに、なぜ入れないのか。宮沢賢治とかみんな著作権が切れても入れている。細かいことですがけれども。光村の一上で、1年生の一番最初に出てくると思います。どうなのかなと気になりました。光村のほかの6年生の本の感想ですがけれども、びっくりしたのだけれども、すごいレベルですね。ローマ字などは小学校3年生でやっているのですが、私がローマ字を覚えたのは中学1年からですから、今はこんなに早くやるのだなど。出てくる登場者もすごいですね。谷川俊太郎が出てくるし、鳥獣戯画が出てくるし、それから俳句が出てくるし、こんなに高レベルなのだなどということを見てびっくりしました。今の小学生はここまで覚えたら、小学校教育だけで生きていけるなと思いました。南方熊楠も出てくるし、私が少なくとも小学校6年で知らなかったことが、私は後から知ったことなのですからけれども、国語の教科書のレベル、1年生のものは1年生、だんだん3年生、6年生と上がっていくレベルの高さにびっくりしました。総合では光村がいいなという、印象を持ちました。

以上です。

○【佐藤委員長】 ご感想をいただきました。ご質問などございましたら、いかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 具体的に教科書はどれがいいかというのは、8月3日に改めてお話をすることになると思います。

きょうは、西先生がいらっしゃっているので幾つか質問したいことがあります。先ほど「キャラクターについては肯定的に評価するということを確認した」とおっしゃったのですが、それは先生方にとって、ところどころに「鉄腕アトム」がいたりとか「ドラえもん」がいたりとか、そういうキャラクターがいることが授業にとって積極的な意義を持つというご判断をなさったということでしょうか。

私はどちらかという、イラストに漫画みたいなものも、少しぼやかしたようなものもあり、写真もあって、あまりいろいろなものがあり過ぎて落ち着かないように感じます。イラストが多いとか、キャラクターがいろいろなことをしゃべって、大事なことをポイとキャラクターがしゃべってしまうということは学校の先生にとってどうなのだろうか。私は実は、大事なことは学校の先生に言ってほしいのです。キャラクターがあまりしゃべり過ぎているような気がして、キャラクターの存在を肯定的に確認したということについて、現場の先生はもしかしたら違うのかも知れないという思いもあり、どういふことでそのような認識をされたのかということをお伺いしたいと思います。

もう1つ、私は今回、教科書を見せていただいて、キャラクターのジェンダー問題といいますか、そのこともやはり気になりました。かつては随分意識的に取り組まれたことだと思いますけれども、理科で顕著だと思うのは、何かものを知っていて最後に大事なコメントをする人が大体おじいさんキャラクターだということです。年配で白いひげを生やして何とか博士という、それは「鉄腕アトム」のお茶の水博士もそうですし、有名ではない普通のキャラクターでも、大事なことを最後にコメントするのがおじいさんキャラクターです。書写でも、知恵のあるおじいさんキャラクターというのが、筆のキャラクターだったりします。ペンギンみたいにかわいいのもいるのですが、筆のキャラクター

がおじいさんで、おじいさんが嫌いなわけではないのですが、おじいさんばかり出てくるとどうなのかなという感じがしました。

それから家庭科でも、あるいはほかの教科でも、例えば算数の教科書で何か調理しているところが出てくると、大抵調理しているのがお母さんだったり女の子だったりする。教科書会社も努力をされているのかもしれませんが、お父さんが調理をしている場面では、花柄のピンクの、自分で選んだらこんなのを着て外には行かないだろうと思うようなエプロンをつけているお父さんがいました。そうすると、お父さんに調理をさせているけれども、やはり調理はお母さんの仕事で、女の仕事の調理をお父さんが花柄のエプロンをつけてやっているというか、そういうのがあって、それはちょっと残念でした。もちろん、お父さんがなかなか似合う縞柄のエプロンをつけているという教科書もありました。どうしてもキャラクターを使うのだったら、ジェンダー問題に少し気を配ったようなところも注目したいなというふうに私は思います。全体的にはキャラクターが多過ぎてしゃべり過ぎているのではないかと思うのですが、先生方のご意見はどうだったのでしょうか、これが質問です。

○【佐藤委員長】 では、西校長先生、お願いします。

○【西審議会委員長】 2点、キャラクターのことで理科を取り上げて、そこで出た話をいたします。キャラクターという点については話が出まして、教科用の調査の実際に直接指導する先生たちの結果にも好ましいというような結果でした。審議会の中でも話をしましたときに、例えば「鉄腕アトム」が最近流行として出てきたものではなく、日本の中でも位置づけがはっきりしてきているキャラクターというのは特別ではないか。それからそれらは科学につながるようなシンボルとして出ているということでとらえられていますので、最近はそういうのは子どもたちが私費で買うドリルにも結構使われていますので、割と大きな抵抗もなく、特に若い先生方にもありませんでした。

もう1つは、いろいろなマスコットというのが考えられていて、それが例えば教科書でも、ここは何かの知識のものです。ここは言葉に関することですといたしますと、例えばそれは顔はついていないのですけれども本であったりというようなパッと見てそれがわかるとかという点については、心理をいざなうという扱いだらうということでした。衣類とか、それがどうかということについてはあまり細かく意識はされていなかったというのは事実でございます。

それからもう1点、キャラクターについては吹き出しがございまして、いろいろなつづやきをしているのですが、教科によっては家庭で学習する際に1人で学習する際に、キャラクターの役割が決まっていると、なぜだろうと問いかけるキャラクター、これはここを考えてみればいいのではないのかというキャラクターということで、それに沿って思考が流れていくという見解がございましたので、そういう意味では文章表記よりは今の子どもたちにとってはヒントになるのではないかとということで肯定のございました。

理科については、科学史を取り入れたらとか、先人のしてきたことを学ぶという点において、ご高齢の方であったりとか、ときにはそういう男性の方が多いというのはあるのかなと思いました。特にそれについては見解はございませんでした。

以上です。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 最後の点で、科学史を随分取り入れているというのは私も気がつきました。科学的に業績のあった人たちのことがたくさん出てくる教科書もあって、それはとてもいいことだと思っているのですが、たくさんの人を、この人もこの人もと入れれば入れるほど男が多くなってしまっ

て、男女比はぐっと女性が下がる結果になっています。科学史の分野では出てくる女性がキュリー夫人とレイチェル・カーソン、それからごく最近の科学の分野で注目されているのは山崎直子さんと向井千秋さんです。それ以外の女性は出てこない。出すからにはもう少したくさん探してほしいと思いますし、それから、小学生でこの人を知らなければならないのかというような人たちとか、写真がないような昔の人とかをたくさん入れてしまうと、やはり女性の比率が少なくなってしまうと思います。

採択でどうこうというだけではないのですけれども、私は教科書会社にはそういうことを何らかの形で伝えていただきたいというふうに思っています。科学史の実在の人物ではなくて、何か最後にちょこっと偉そうなことを言う人が大体白いひげのおじいさんキャラクターというのは何とかならないのかとかそういうことです。

○【佐藤委員長】 さまざまご意見をいただきました。キャラクターにつきましては、私自身はキャラクターや吹き出しの存在というのは、今や教科書に欠かせないものになりつつあるのかなという印象を持ちました。ただ、それがこれからの学習の方向性を暗示してしまうとか、子どもたちの興味の範疇を超えてしまうということであれば話は別だと思えますけれども、あくまで問題解決的な流れに沿うとか、今、西校長先生がおっしゃったように思考が流れていく、あるいは生活との結びつきを助けるものであれば、それはそれで意味があるのかなと思いつつ読んでおりました。

また、科学者等の性別につきましても、厳しい現実を見すえつつも、大切なことは子どもたちが興味、関心を持って多くの分野に羽ばたいていける素地を育てていくということが第一ではないかと思っています。私は最近、米沢富美子さんの自叙伝を読んで、物理学者として、道なき道を拓きながら学問の道を歩み続ける姿に非常に感動しました。いろいろな総合的な面で本当に子どもたちの好奇心や興味を伸ばしていけたらと思っております。

私も質問が大きく3点ほどあるのですけれども、1つは分量に関してです。例えば算数は、先ほど「反復」という言葉が出ましたけれども、練習問題も非常に大切だと思っています。問題の内容に関しての記述は幾つかあったのですけれども、量ということ踏まえると、算数の授業は実際に文章題を含んだ計算ドリルを併用していると思います。そうしたことを考えた上での適切な量というのはどうなのかということ。それから社会に関して言いますと、先ほどもお話が出たように、地図や統計資料、読み取る力が大切ですし、必要な力だと思います。また、イラストや資料もたくさん教科書にありました。社会は、6年の上ですか、歴史だと歴史の資料集を併用しています。その意味で、どれだけ資料のページを割くことが適切なのかなということを含めてお聞きしたいと思います。

もう1つは、算数や理科など新しい単元が今回大分ふえています。それに関して、保護者の方も子どもたちがついていけるのかしらという不安の声も耳にします。また、塾の宣伝などを見ますと学習内容が増えたことが随分取り上げられています。そうした中で、先ほど実験の取り上げ方に注目しているというお話がありましたけれども、それ以外に新しい単元に関して、教科書での取り扱い方について意見が出れば教えていただきたいことと、最後は具体的なのですが、理科の教科で「新教材を扱った教科書」という表現がありました。その「新教材」は、各学校備品として準備がそろっているのかということについて確認したいと思います。よろしく願いいたします。

○【西審議会委員長】 算数の量については、先ほど佐藤委員長がおっしゃったように、ほかのドリルを使いましたり、あとはその単元によって量を工夫しております。最終的には個別の記入もございますので、一番大切なことは、まず、ある程度の例題の次に練習問題が載っているかどうかで、その

数が多い少ないというより、まずはそこにあるかどうかということと、もう1つさらに着目しましたのは、添付図とかの入り方が学年を通じて共通であったり、単元を通じて共通であるほうが思考が子どもとしましては流れやすいということのほうがルールの中であって、問題数よりこちらのほうが今の子どもたちにとっては必要であるということ。

2点目の社会科等なのですけれども、資料は確かに今回の教科書等については、資料集に近いような配置がされているところがございます。それは副読本をどのように組み合わせるかによってくるかなと思います。副読本を用意すれば資料的なものは少なく済むのですが、私費がふえるということがあります。それとある程度共通のもので読み取り方、とらえ方を学習することが必要になってきますので、1点、2点では少し子どもが多面的に見られないということと、気づきを省きがちで、ある程度多いのであれば、それなりの使い方ができるというふうに思いました。資料については、ある程度量があればそれだけ比較検討の材料になるという意見が多くありましたが、子どもたちが見つけてくること自体若干難しいと思いますので、今回は見方、考え方、とらえ方の点についての基本的な学習の中では必要だろうと思います。

3点目の理科の新しい単元については、かなり今回、今年度別冊で参りましたものが合冊になっておりますので組み込まれております。実際に実験を子どもたちが一通りできるような工夫の挿絵がありましたり写真がありましたというの、各社絵だったり写真で工夫をしています。それから安全面の配慮もさまざま工夫されています。かなり目立つようにされているところがありますし、字をあまり大きくするとページ数がふえますので若干小さくしているところもあります。それについては、ことしの取り組みで既に子どもたちが取り組んでいる様子から見ると、非常に興味を持って取り組んでいますので、その中に盛り込まれていることについては、実験が豊かになるかなと思います。

最後に、「新教材」ですけれども、例えば温度の変化を色で示すようなものがあるのですが、それは各学校で工夫して購入、それを購入してもできますし、そうではないものでもできる。それからそれ以外の備品等については、昨年度教育委員会のほうでご努力いただきまして、各校に100万円ということのでかなりの備品をそろえていただきまして、特に子どもたち自身が少ない人数のグループで実験できるような量をそろえていただきましたので、それについては既に活用を始めております。細かいものについては、学校でさらに充実という形で試薬等を購入すればいいかなと思います。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。ほかにご質問などいかがでしょうか。

米田委員。

○【米田委員】 きょう、審議委員長がいらっしゃるということで、各教科に関してどういうところを中心に、どういう観点を中心に選んだかということをお話しいただいて、私もそういうところを見て選ぶのかというのを改めて学ばせていただきました。ありがとうございます。

各教科、先ほど申しましたように、1年生から6年生まで、なおかつ各5～6社ありますので、その中から1社選ぶというのがいかに大変なことかというのを、教科書を拝見すれば拝見するほど難しいなというふうに思いました。

そして今、各委員から各教科に関してのさまざまなご質問がありましたけれども、私はこの報告書の後に出ています審議会記録に関して、それはこれからお話しいただけるのでしょうか。それとも審議会記録の議事録がございますが、特に第2回ですとか第3回の場合には、具体的にこの会社のものが比較的よいというようなことを具体的に挙げていらっしゃると思うのですけれども、これは調査委員会の報告を受けて、それで会社がいいというような発言があつて、こういう形でまとめてあるとい

うことなののでしょうか。それはまだやらないのですか。この審議会記録の議事録に関しては、これからお話しただけなののでしょうか。

○【佐藤委員長】 報告や記録をもとに、審議結果の報告書をつくっていただいているということです。

○【米田委員】 つくってくださったということですね。審議会で下から上がってきたのを基礎に、どこを中心にごらんになって具体的な各教科についての出版社の名前を挙げていらっしゃるのか、その辺の関係がもう1つはっきりしないのですが、その辺は具体的に審議会でどういう話し合いがなされた結果、こういう議事録として記録になっているのでしょうか。その辺を具体的にお話しいただけたらと思います。

○【佐藤委員長】 では、悴田学校指導課長、お願いします。

○【悴田学校指導課長】 基本的には第2回の審議会で調査研究委員会から報告がありましたので、部会長から。部会長の発言の中身が比較的記録には多く載っていると思います。そのほかに質疑とかさまざまなご意見が出た場合には、それが載っております。そうしたことを踏まえて第3回の審議会において、この報告書を確定させたということになりますので、特段記録については説明はございませんけれども、経過としてはそんな経過を経ております。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。よろしいですか。

○【米田委員】 はい。

○【佐藤委員長】 ほかによろしいでしょうか。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 もし取り上げるとしたら、光村の24ページ、「あかい とり ことり、なぜ なぜ あかい。」のところに、なぜ白秋と入れていないのか。もし、わからないのならば光村に聞いてみてください。

○【佐藤委員長】 悴田学校指導課長。

○【悴田学校指導課長】 採択時期なので、あまり問い合わせはしにくいかと思いますので、採択が終わったところで問い合わせてみたいと思います。

○【佐藤委員長】 では、ほかによろしいでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 1つ、今後のこととして要望があります。出版社名についてです。私はこのごろやっと、「東書」と書いてあれば東京書籍、「学図」というのは学校図書、「日文」というのは日本文教出版だとこの2カ月でわかってきましたけれども、これは業界用語だと思うのです。先生方はわかるかもしれませんが、こういう報告書ですから、きちんとした出版社名で書いていただきたい。私も含めて、教育関係者の中には、業界用語というお互いにわかっていたらそれでいいという言葉で内輪の議論をしてしまうということがあるのではないかなと思うので、今後、次からでいいですけども、よろしくをお願いします。

○【佐藤委員長】 それでは、これで審議会報告をお受けしたことにいたします。

審議会委員長の西校長先生を初めとして、各審議会委員の皆様、そして調査研究委員会の先生方におかれましては、お暑い中、また、校務ご多忙の中を熱心なご審議を行っていただき、大変にお疲れさまでございました。厚く御礼申し上げます。

悴田学校指導課長、補足などございましたらお願いしたいと思います。

悴田学校指導課長。

○【悴田学校指導課長】 本日、教育委員の皆様にお配りしております審議会報告等。記録等もありますので。報告等につきましては、この取り扱いについてですが、まだ審議中ということでもありますので、採択の公平性を保持するために、採択の終了までは非開示扱いとしておりますので、ご了解いただいていると思いますけれども、本日お渡しいたしました資料の取り扱いにつきましては、ご配慮賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 資料等の取り扱いにつきましては、くれぐれも注意していきたいと思います。

それでは、審議会報告をお受けしましたので、8月3日火曜日に、教育委員会臨時会を開催して、平成23年度使用の小学校の教科用図書の採択について審議を行いますので、よろしくお願いいたします。



○議題（４） 議案第14号 平成23年度使用国立市特別支援学級教科用図書の採択について

○【佐藤委員長】 続きまして、議案第14号、平成23年度使用国立市特別支援学級教科用図書の採択についてを議案といたします。

悴田学校指導課長。

○【悴田学校指導課長】 議案第14号、平成23年度使用国立市特別支援学級教科用図書の採択についてご説明をいたします。

本年度は、国立市立小・中学校の特別支援学級で平成23年度に使用いたします教科用図書につきまして、学校教育法附則第9条及び同施行規則第139条並びに国立市特別支援学級教科用図書採択要項に基づき、5月21日に審議会委員の推薦を各学校へ依頼し、6月8日に第1回の審議会を開催いたしました。

審議委員の選定につきましては、固定の特別支援学級を設置しております国立第一小学校、国立第三小学校、国立第五小学校、国立第八小学校、国立第一中学校で直接児童・生徒の指導を行っている教員の中から、専門性やこれまでの経験等を総合的に判断し、各学校長より推薦をいただきました。

調査研究委員会につきましては、特別支援学級設置校の校長を委員長とし、副校長及び特別支援学級担任を委員として6月8日から7月1日の間、調査研究をいたしました。

各調査研究委員会においては、児童・生徒の発達状況や調査研究項目に基づき調査研究を行いまして、その内容を各委員長が調査研究の結果として取りまとめ、7月6日の第2回教科用図書審議会にて報告、審議をいたしました。さらに、7月9日の審議会において審議を重ねました。その結果につきまして本日、審議会委員長の国立第一小学校、小林理人校長からご報告をいただきます。

○【佐藤委員長】 それでは、審議結果についての報告を求めます。

小学校教科用図書審議会委員長の小林理人国立第一小学校長、よろしくお願いいたします。

○【小林審議会委員長】 特別支援学級教科用図書審議会の委員長を務めました国立第一小学校の校長、小林理人でございます。よろしくお願いいたします。

特別支援学級教科用図書審議会では、小学校4校及び中学校1校に設置されている特別支援学級において、平成23年度に使用いたします教科用図書について、各校の調査研究委員会の報告書をもとに審議してまいりました。その結果につきまして別表の一覧表でまとめましたのでご報告いたします。

別表の一覧表につきまして、1点修正をさせていただく箇所がございますのでご確認ください。別

表の一覧表があるかと思いますが、左から1、2、3、4、5項目目に「文部科学省著作教科署名」という記述があるかと思いますが、教科署の「署」という字が間違っておりますので、「書く」という字に訂正をしてください。小学校のほうです。中学校のほうは正しく記述がありますので、小学校のほうのみ直すようにしてください。お願いいたします。

それでは、まず別表の説明をさせていただく前に、審議会で調査研究を進めた経緯等についてご報告をさせていただきます。

本審議会では、児童・生徒の障害が重複化するなど、一人一人の児童・生徒の教育的ニーズを十分考慮した教科用図書にするため、検定済み教科書及び附則第9条図書について審議してまいりました。検定済み教科書については、特に児童・生徒の実態に応じて、当該学年用の教科書を使用することが適切でない場合、他学年用の教科書を使用することが適切かどうかについて審議を進めました。また、附則第9条図書を使用することが適切な場合については、次の2つの視点から慎重に検討いたしました。

まず1点目は、児童・生徒の発達状況に応じた適切な内容になっているかという点でございます。具体的には、可能な限り各領域に関係する内容が偏りなく含まれているかどうか、系統的に編集されているかどうか、児童・生徒にとって理解が容易な内容になっているかなど審議いたしました。

2点目は、児童・生徒の障害の特性に応じた構成・分量になっているかという点でございます。特に写真や図、表、グラフ、用語の扱い方、製本の仕方や本の大きさ、目次や注釈などの表記や表現、使用上の便宜について審議いたしました。

それでは、別表について簡単に説明をさせていただきます。

別表の最初は、小学校のほうの各小学校からの報告になります。

まず第一小学校、第一小学校につきましては、来年度教科用図書の採択が必要な学年、1年生、4年生、5年生ということで教科用図書について審議をいたしました。使用学年、発行者、発行者につきましては、現在使用している教科書の発行者を括弧書きで記述しています。「検定本」と書かれているものについては、通常の学級で使用されている教科用図書を指します。そのような形ですべての学年、教科について第一小学校、検定本の使用ということになっています。

めくっていただきまして、3枚目をごらんください。3枚目から国立第三小学校の教科用図書の審議会の報告になっています。

国立第三小学校につきましても、国立第一小学校同様、どの学年、どの教科とも検定本のほうの使用が適切だろうということで審議をいたしました。

めくっていただきまして、6ページ目からです。6ページ目から国立第五小学校になります。

国立第五小学校につきましては、現在在籍するお子さんの実態等を考慮いたしまして、国語科、国語科の中の書写、書写もすべての学年ではなく、1、2、3年生に使用する図書です。それから算数につきましては、検定本以外の先ほども説明をした附則9条本の使用が適切であろうという結果になっています。

めくっていただきまして、国立第八小学校。

国立第八小学校につきましても、児童の実態から1年生で使用する教科用図書について検定本以外の教科用図書、国語科です。

それ以外につきましては、算数の1年生、11枚目のところにあります。算数の1年生につきましては、検定本以外の教科用図書。

それから生活というところに括弧書きであります。これは特別支援学級の生活単元学習に準じた学習ということで、それに使用する図書として1年生用、2年生用の図書が挙げてございます。

そのほかの学年で使用する教科用図書については、すべて該当の学年の検定本を使用しますということで審議会結果のご報告をさせていただきます。

続きまして、中学校の教科用図書につきましては、市内第一中学校のほうで審議をした結果について報告をさせていただきます。

中学校につきましては、国語科については東京書籍から発行されている附則の9条本。それから書写につきましては、1年生、2年生、3年生につきましては検定本。社会科につきましては、ここに書かれているような附則9条の図書。それから保健体育につきましては検定本。技術家庭につきましては検定本。外国語（英語）につきましては附則の9条本。すみません、飛ばしてしまいました。数学です。数学につきましては附則の9条本。理科につきましても附則の9条本。音楽につきましては検定本。美術につきましても検定本ということで、審議結果のほうをご報告させていただきます。

以上、本審議会では直接児童・生徒を指導するそれぞれの特別支援学級の担任が中心となって構成されているため、個に応じた指導の充実を図ること、個々の実態に応じた授業を構成していくことを大切に、慎重に審議を尽くしてまいりました。

以上をもちまして、審議会の報告とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。報告が終わりました。特別支援学級教科用図書の採択について、審議会の報告も含めまして、ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

中村委員。

○【中村委員】 ありがとうございます。先ほどの説明で、小学校用の図書は、検定本の場合には発行者に括弧がされていて、現在の教科書の発行者が書かれているというご説明でした。ということは、これから来年度に向けての小学校教科書を採択するわけですが、今は括弧の中に書いてあるけれども、来年度4月から特別支援学級では、もし光村と違う国語の教科書が国立市で採択された場合には、光村ではないものになるということと理解してよろしいのでしょうかというのが1つです。

それとかかわって、中学校のほうは教科書の出版社名が括弧に入っていないので、これは来年度に向けて中学校教科書採択はないのでこのままであるということで、まずはよろしいのかどうかを教えてください。

○【佐藤委員長】 小林校長先生、お願いします。

○【小林審議会委員長】 今おっしゃったとおりで、小学校についても通常の学級で使用する教科用図書が決まれば括弧が外れる。ただ、採択の教科用図書が変われば発行者も変わってくるということです。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 それでは、ほかの子どもたちと同じ教科書を基本的に使うということですね。わかりました。

もう1つなのですが、国立一小的場合には、学年も同じものを採択ということは、一小的の特別支援学級の子どもたちは特に学年を下にする必要がないという判断、そして、国立三小的の場合には、国語の5年生で検定本4年で、国語の6年生で検定本2年というふうに、かなり学年とは違った採択がされているのも、そのお子さんの状況によるというふうに理解します。附則9条図書については、なぜ

このほうがいいのか「内容、配列、表現、便利さ」というところに詳しくありますけれども、検定本については特にその記述がないというのは、いろいろ出版社がある中のこの教科書が、この特別支援学級の目の前のお子さんにとってどうかということよりは、このお子さんだったらこの学校でみんなと同じ教科書でいいでしょうという、そういう判断をなさったということでもいいでしょうか。

○【佐藤委員長】 小林校長先生。

○【小林審議会委員長】 今、委員のほうからお話があったとおりで、基本的には通常の学級で使用している教科用図書を使用したい。ただ、内容によって当該学年で使用しているものが難しければ、下位学年の教科用図書を使用する。さらに、それもなかなか難しい状況であれば、附則9条本という形で採択をしておりますので、今、委員がおっしゃった解釈で結構だと思います。

○【佐藤委員長】 米田委員。

○【米田委員】 特別支援学級に関しては、その子の発達段階とか障害の度合いということで、きめ細かく各学校で先生たちが本を選んでくださっているというふうに思います。その中でも、きょうご説明いただいた中の五小です。五小は、かなり附則9条本の採用が集中しているというふうに印象として思うわけですが、これは五小の特別支援の先生が選んでくださったということで、実態としてこのように9条本が五小の場合には特に多くなっているということなののでしょうか。

○【佐藤委員長】 小林校長先生。

○【小林審議会委員長】 お子さんの実態に応じて学校のほうで教科用図書の選定をしておりますので、今、委員がおっしゃったように五小のお子さんの実態から、特に国語という教科と、それから算数という教科については、検定本の使用が難しいというような状況のお子さんがいらっしゃるという判断でこの報告書がつけられています。

○【米田委員】 ありがとうございます。

○【佐藤委員長】 私も感想を申し上げます。

ただいま中村委員からもご質問がありました、また、校長先生からお話がありましたように、検定済み教科書の使用につきましても、子どもの実態に合わせて当該学年用の教科書を使用することがふさわしいのかどうかという非常にきめ細かい検討も含めて、子どもの障害や程度、また、能力や特性、教育的ニーズに最もふさわしい内容のものをということで丁寧に選んでいただいたと理解しております。

報告内容にもさまざまな観点からの記述がありました。小学校の生活科では、「全ページカラー写真で構成されており、調理の手順を視覚的にとらえることができる」あるいは中学校の社会科、「図版や写真が多い」あるいは中学校の理科でも、「絵を中心に説明してある」。こうした特別な支援を必要とする子どもたちにとって、わかりやすい、また、視覚に訴えるということが非常に効果的であると聞いております。また、小学校の国語、算数では「時間をかけてゆっくり学べるような構成の本を選んだ」とありました。「じっくり取り組める構成であった」という記述もありました。それから中学校の国語では「例が豊富で生徒にわかりやすい」、また、数学でも「生徒が興味を持って親しめる」、それから中学校の外国語活動でも「生徒が興味や関心を持ちやすくわかりやすい内容である」等々、数々の非常に丁寧な記載がありました。学ぶべきことや身につけてほしいことが当然あるわけですが、それに加えて個別の状況、教育的ニーズを配慮していただいて、非常に丁寧に選んでいただいたと思っております。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、採決に入らせていただきます。

皆さんご異議がないようですので、審議結果報告のとおり採択してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第14号、平成23年度使用国立市特別支援学級教科用図書の採択については、審議会の審議結果報告のとおり採択をいたしました。

小林校長先生初め審議会委員、また、調査研究委員会の先生方におかれましては、子どもたちの実態や教育的ニーズにご配慮いただき、慎重に、また熱心にご審議を行っていただきました。大変にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

○【是松教育次長】 委員長。開会から2時間を経過しております。少し休憩をいたしたいと思えます。

○【佐藤委員長】 では、ここで休憩をとりたいと思えます。再開は4時15分とさせていただきます。

午後4時10分休憩

午後4時16分再開

○【佐藤委員長】 では、時間となりましたので議事を再開いたします。



○議題(5) 平成22年度教育費(9月)補正予算案の提出について

○【佐藤委員長】 続きまして、議案第15号、平成22年度教育費(9月)補正予算案の提出についてを議題といたします。

武川教育庶務課長、お願いします。

○【武川教育庶務課長】 それでは、議案第15号についてご説明いたします。

平成22年度教育費(9月)補正予算案の提出についてでございますが、当議案につきましては、平成22年度教育費につきまして、9月に開催されます第3回市議会定例会に補正予算を提出したいので提案するものでございます。

次のページをお開きください。

補正の内容でございますが、歳入予算でございます。

初めに、14. 都支出金、2. 都補助金につきまして、細節1. 中学校部活動外部指導員導入促進事業補助金を96万円増額するものでございます。この増額につきましては、第三中学校が公立中学校部活動の休・廃部を防止するための外部指導員導入促進補助事業実施要綱に基づき指定されたことに伴い、外部指導員報償費の2分の1が補助されるものでございます。

次に、14. 都支出金、3. 委託金につきまして、細節9. 小学校理科教育指導力向上事業委託金を45万3,000円増額するものでございます。この増額につきましては、第三小学校が小学校教員の理科教育における指導力向上事業実施要綱に基づき指定されたことに伴い、委託金として全額交付されるものでございます。

最後に、19. 諸収入、節2の雑入につきまして、2,072万9,000円を増額するものであります。この増額につきましては、平成21年度市民施設指定管理料の清算等によるものでございます。

歳入につきましては、以上3件の補正でございまして、補正額合計2,214万2,000円を補正計上するものでございます。

次のページをお開きください。

歳出にかかわる補正でございます。

初めに、款10. 教育費におきまして、項1. 教育総務費、目3. 教育指導費に係る項目につきまして増額補正するものでございます。こちらにつきましては、初めに事務事業、教職員研修事業に係る経費、11の需用費、18の備品購入費を合わせまして、45万3,000円増額するものでございます。小学校教員の理科教育における指導力向上事業に係る一般消耗品及び備品購入費を増額いたしました。

次に、事務事業、外部指導者等人材活用事業に係る経費、8. 報償費を96万円増額するものでございます。こちらは、部活動の外部指導員に係る謝礼となっております。

以上3件の増額補正につきましては、先ほどの歳入でご説明いたしました都支出金の増額分が充てられます。

次に、事務事業、情報教育等関連事業に係る経費、13. 委託料を305万1,000円増額するものでございます。こちらは、学校ICT環境整備事業として導入しましたセンターサーバーの無償保証期間が9月に終了することに伴う増額となっております。

次に、項5. 学校給食費、目1. 学校給食費、事務事業、給食センターの管理運営に係る経費、18. 備品購入費につきまして、161万4,000円を減額補正するものでございます。こちらは、平成22年度予算において購入を予定しておりました小学校用配送コンテナ6台等について、平成21年度地域活性化・経済危機対策臨時交付金の対象となり、平成21年度予算において既に購入をしたことに伴う減額でございます。

教育費歳出につきましては、以上5件の補正でございまして、補正額合計285万円を補正計上するものでございます。

最後に、12. 諸支出金、項2. 諸費、目2. 国・都支出金返納に係る経費、細節6. 国・都支出金返納金を2万7,000円増額するものでございます。内容につきましては、平成21年度に交付されました理科教育設備整備費等補助金の超過分を返納するものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますか。

今、武川教育庶務課長からお話がありましたけれども、公立中学校の部活に関して外部指導員の謝礼の一部ということと、それから小学校の理科教育に関して一部消耗品の増額、新たに備品購入費として扱うということです。情報教育等の経費というお話もありましたけれども、それぞれに最大限有効に活用していただきたいと思います。また、中学校の部活動の外部指導員につきましては、現在主に技術指導に当たっていただいていると理解しております。ただ、当然のことですが、学校教育の一貫として行っておりますので、ぜひ外部指導員の方には学校教育にご理解をいただき、子どもたちにとって部活動が何を指すものであるのかということも、ぜひ学校の先生を交えて共通の認識を持って指導に当たっていただきたいことをお願いしたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 歳出のほうで、学校パソコンシステム保守点検委託料というのが357万2,000円これからかかるということです。センターサーバーの無償保証期間が終了して、10月以降からかかる。10月以降3月までの5カ月でこれだけということは、来年度からは年間700万円がいつもかかるということと理解してよろしいでしょうかというのが1つです。

全体的には歳出が1,754万1,000円、歳入のほうで2,214万1,000円ふえるということは、全体としては少し歳入が多いという、そういう数字と理解してよろしいのでしょうか。

○【佐藤委員長】 武川教育庶務課長。

○【武川教育庶務課長】 今、委員さんご指摘の部分なのですが、歳出の補正につきましては285万円がふえるということです。結果的に補正後の予算が、かかわる部分につきましては1,754万1,000円となる。新たな予算がそういう形になるということでございます。

歳入のほうで2,214万2,000円、そのまま増額されますので、この部分と直接関連はないです。先ほど説明した中で、消耗品費と教科備品につきましては、歳入の部分が該当されますので、そのまま充当されるということになります。

○【佐藤委員長】 では、細節の18にいきまして、悴田学校指導課長。

○【悴田学校指導課長】 この学校パソコンシステム保守点検委託料につきましては、9月で当初の仕様の中に入れて9月まで何とか、本来つかないものだったのですがけれども、無理無理でつけて9月までやってもらったものです。昨年度のICT関連については、100%国の補助ということで、市の財政からは全く支出をしていないわけですがけれども、本来であれば市費からパソコンの導入も含めて出さなければいけないところ、国に補助してもらったという実態があります。

そこで、今後サーバーとかネットワークのサポートについてはないと困りますので、壊れたら壊れっぱなしになってしまいますので、これぐらいはせめて市費で出して学校のICT関連の業務をサポートしていきたい。また、いかなければいけないということで予算化したものでございます。したがって、1年間を通しますとこのほぼ倍額ということになっていこうかと思えます。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。

皆さんご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第15号、平成22年度教育費（9月）補正予算案の提出については可決といたします。



○議題（6） 議案第16号 平成21年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書について

○【佐藤委員長】 次に、議案第16号、平成21年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書についてを議題といたします。

武川教育庶務課長、お願いします。

○【武川教育庶務課長】 それでは、議案第16号、平成21年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書についてご説明申し上げます。説明につきましては、平成20年度事業分報告書からの変更点等を中心にさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、説明に入ります。お手数でございますが、お手元でございます「平成21年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書（案）」の表紙をおめくりください。ページの中ほどをごらんください。

こちらに書かれておりますように、教育委員会活動の点検・評価報告書は、平成20年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会が効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくために、毎年みずからの権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務づけられ、今回の報告書で3回目となるものでございます。

次のページをお開きください。

表を新たに追加いたしました。こちらは、報告書をごらんになる皆様が報告書冒頭により各取り組みについて評価を把握できるよう、評価を一覧表にまとめたものでございます。

次のページの目次をごらんください。

全体の章立てにつきましては、昨年度と同様、第一章から第七章と変更はございませんが、第四章、生涯学習活動の取り組みにつきましては変更がございます。青少年育成の取り組みの中で報告しておりました青少年国際化事業につきましては、平成20年11月に行われました組織改正に伴いまして事業が移管されたため、本報告書から外されました。あわせて、独立した項立てをしておりました放課後子ども推進事業を青少年育成の取り組みの中に入れております。

次に、お手数ですが12ページをお開きください。

第二章以降の取り組みについて、各取り組みの目標を目的の下段に記載いたしました。また、各取り組みの評価の一覧表を追加したことに伴い、評価指数につきましては、「達成度・評価」の枠の中に記載しております。本報告書の各章につきまして同様の記載となっております。

最後になりますが、ページが飛びまして恐縮ですが、報告書59ページをお開きください。

点検・評価を行う際、学識経験者の知見の活用を図る規定によりまして、3名の知見者の方により報告書に対するご意見をいただいております。この七章に掲載しております。3名の知見者の方につきましては、今回の報告書より東京女子体育大学教授の大石示朗先生にかわりまして、その後任に大石先生と同じく東京女子体育大学の准教授をしておられます早瀬健介先生をお願いしております。そのほか2名の知見者の方は変わりなく、聖徳大学教授の廣嶋憲一郎先生、一橋大学教授の只野雅人先生をお願いいたしました。

説明は以上でございます。なお、まだ報告書の文言等につきましては、若干の整理を今後させていただくことがあるかと思っております。ご了承いただきたく存じます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○【佐藤委員長】 ただいま改善点、また、変更点を中心に武川教育庶務課長よりご説明をいただきました。ご質問、ご意見などいかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 改めて、目次の左側の各取り組みの評価についてのところを見ますと、第一章、教育委員会活動のところの評価がなくて、ほかのところには「前進」とか「現状維持」とか、そういうふうにあるということ自体が、私はやはり問題だと思います。これは活動の点検・評価報告書で、実際はこの教育委員会のメンバーがそれぞれの部署の活動を評価したというよりは、各部署の自己点検について確認して、教育委員会として市議会に出すのだと思います。そのときに、各部署が自己評価・自己点検をしているのに、この5人の委員会、4人ですけれども、自己点検・自己評価をしていないということは、やはり私は不自然だと思います。AとかBとかをつけるべきというのではないのですけれども、この教育委員会会議というものの評価を何らかの形ですべきではないかというのが1つです。

私は、「前進」なり「現状維持」なり、あるいは問題があるということ、やはりこの教育委員会のメンバーが活動の自己評価をするべきだと思っています。その際に、どこまでが4人の活動の責任なのかということにもかかわりますけれども、私はこの委員会が教育長という存在が不在のまま長いことやってきているということは、やはり不正常だと思います。そのことについて、私を初めとする

委員の責任ではないと思っています。しかし、問題があるということは、市議会に対してきちんと言うべきです。市長に対して、この状態をいつまでも続けていいのかということをおっしゃるためにも、私は市議会に対して、この4人なりの私たちが、今の状況について納得をしていないという問題があるということをおっしゃるべきだと思っています。

私たちの活動においては、定例会で一生懸命議論していますし、慎重に決定をしていますし、それから他市の教育委員会と比較すると、すべての学校に教育委員が毎年必ず1回行っているという、そういうかなり充実した、すぐれたと言ってもいい活動を一生懸命やっています。そういうこともちゃんと書いた上で、問題があるということをおっしゃるべきです。私は、この状況が長いこと続いているのは、だれの責任かわからないけれども問題であるということをおっしゃるべきだと思います。

以上です。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

ただいま中村委員から、狭義の教育委員会のメンバーの活動に対しても評価をするべきだというご意見がありました。

○【中村委員】 引き続き、いいですか。

○【佐藤委員長】 はい、どうぞ。

○【中村委員】 市議会に対して報告するということをお意識して私は今言っています。市長がなぜ自分がいいと思った人を市議会に提案できないのかというのは多分、人について市議会の賛成を得られないのではないかと考えているからだと思います。私はそのことも含めて、市議会の権限や責任を認めていますけれども、その状態を市議会として放置しているということも問題です。ある程度の市長の任命権というのはあるわけですから、そこでこの問題が膠着していることについては、市議会もおかしいということをお報告書で述べてほしい、それが私の希望です。市議会も責任をとってほしいと思います。

○【佐藤委員長】 私も意見を申し上げます。

初めの教育委員会の活動の評価ですけれども、毎回申し上げておりますけれども、ここにある各課のそれぞれの取り組みの評価指標が狭義の教育委員会の評価でもあろうと思っております。また、それぞれ4人、あるいは4人全体がどのくらい活動したのか、あるいは定例会での議論はどうだったのかという評価のことをおっしゃっているのだと思いますけれども、私は各課のそれぞれの取り組みと評価を離れての狭義の教育委員会の評価は意味がないのではないかと思っております。それぞれの取り組みに責任があると思っていますので、私はこのままで十分評価報告書として成り立つと思っております。

それから教育長不在のお話が出ました。教育長不在という状況に納得している方はいらっしゃらないと思っております。また、教育委員会の定例会は市長の任命権であるとか、議会のあり方を問う場ではないだろうと思っております。ただ、国立市の教育を前に進めるふさわしい方が教育長になれるようにということは、すべての方の共通の思いであると思っておりますし、少しでも早い時期に教育長が誕生することを私も願っております。

先ほど冒頭に、都市教育長研修会のお話を紹介いたしました。会場の自治会館はかなり広いのですが、今回はほぼ満席でした。時期的にも定例会が入ったりいろいろなほかの公務も入ったりしますので、通常の研修会は3分の1、あるいは半分近く席が埋まることが多いのではと思います。

ども、今回私も初めてもう席がないという、かなり早めに行ったのですが、そういう状態でした。

そのときに私が講師の梶田先生の話聞いて思ったのは、やはりそれぞれの自治体の教育委員会が少しでも今の教育の現状、あるいは課題を把握して、それぞれの市の教育行政に生かしたいというその思いでこれだけ多くの方が集まったのではと思いました。ですから非常に近々の話も多かったのですが、梶田先生のお話を聞いて、いち早く予算化につなげる手立てを打つところ、あるいは新しい施策の準備を進める自治体も私はあったのかなと思うと少し残念な思いをいたしました。そうした思いはございますけれども、もともと点検・評価報告書というのは、説明責任を果たすということと、これからの教育行政に生かすという趣旨ですので、教育長不在に関する記載は少し意味合いが違うだろうと思っています。

それから少しほかのことに触れますけれども、今回、改善点が幾つかありました。それを踏まえて教育庶務課を中心に各課でよくまとめていただいていると思います。また、報告書として改めて目を通す中で、改めて見えてくる課題も幾つかありました。この場では本当に幾つかだけに絞りますけれども、例えば教育相談も、電話による相談件数が思ったより少ないなと思いました。直接足を運ばずとも電話であれば相談してみたいと思う方は、もっと国立市内にも大勢いらっしゃるのではないかと思います。また、不登校児童・生徒に対する対応、今後の適応指導教室、通級のあり方。また、ティーチングアシスタントの件ですが、小金井市の教育委員の方とお目にかかったときに、年間200人から300人の学生が参加しているというお話がありました。「小金井は学生が財産です」というお話もありまして、教員養成の大学も抱えていますので条件は違うと思いましたけれども、学ぶべき点もあるのかなと思いました。

また、学習支援に関する面、給食費の徴収に関すること。また、「わくわく塾くにたち」についても、市民参画によるまちづくりという本来の目的を行政が挙げている中で、市民の要望とは距離感がかなりあるということも知りました。いろいろな視点が見えてきましたので、これを今後はどうつなげるかということが教育委員会に改めて問われているのではと思います。

また、知見者のご意見も読ませていただきました。とても前向きに温かい評価をいただいたと思っております。特に学校教育に関して、教育課題についての取り組みは皆様から評価をいただいて非常にうれしく思います。ただ、これにつきましては、本当に何かあれば大変なことで、いつ起こるかわからないわけですから、本当に念には念を入れて、できるべきことはすべてやるということが必要かなと思いました。

それと、今後の報告書についてということで3点ほどあります。次年度からということですが、今、中村委員からも各取り組みの評価指標についてお話がありましたけれども、評価指標に対してもいろいろな意見があると思います。現在は現状維持をCとして4段階に分けておりますけれども、例えば目標の達成率で評価していったり、あるいは重要度と実現度によって段階を評価するという、いろいろな方法もほかの自治体であるようですので、こうしたことも今後検討していけたらと思います。

また、今回から新たに点検・評価対象事業の目標を記載しました。その中に、今回を含めまして具体的な数値目標を示すこと、果たしてどうなのかということもいろいろな声が挙がっております。それは数値にとらわれかねないとか、あとは数値にあらわれない大事な部分があるという意見も当然あります。私も理解するところです。ただ、目指すものとして具体的な数値を示すことが一概に否定さ

れるものではないとも思っています。ただ、今後具体的な数値目標を示すのであれば、やはり本来の取り組みの背景、その本意というのでしょうか、目指すもの、あるいは数字を出した背景をやはり多くの方に理解していただいた上でのごことだろうと思っておりますので、それも課題と思います。

最後に、作成までの流れというのがあると思います。国立市の場合には、今回報告をしていただいて9月議会の提出を目指しているわけですが、年間を通して言えば、4月に各課の事業計画について報告があります。それから年度途中、去年は9月でしたけれども、各課の事業計画の推進状況についてという報告があります。また、3月には各課の事業総括についてということで教育委員会で取り扱います。こうした機会がありますので、より説明責任を果たすため、また、教育行政のより一層の推進を図るためにも、こうした場を活用しながら、よりよい活動の点検・評価報告書となるように、定例会の場でもいろいろな意見が交わすことができればと思っております。今後とも努力していくということを確認した上で、この報告書で結構だと私は思っております。

ほかにいかがでしょうか。

米田委員。

○【米田委員】 今、最初にことしの改正点ということをお話いただきました。ある意味目玉のような形では、目次の前のところに各取り組みの評価について一覧表というのがあって、これは「A」「B」「C」を改めていただいて、「前進」「現状維持」、さらには「後退」はない。そういう形で書いていただいたのですが、実際ここだけを見て終わりにしていただきたいくないというのが私の感想です。各課によって達成度・評価、それとことしの場合には目標ということをはっきり書いて、それがどのくらい達成されたということは、具体的には達成評価、さらには今後の課題というところに重要なところがあるので、その辺をしっかりとこれを見る方には読んでいただきたいというふうに思っています。

そして、今、佐藤委員長のほうから、目標に関して数値目標をとすることは今回は外したけれども、いろいろ慎重に考えてそういったことも挙げる必要があるというような提案がありました。数値目標に関しては、毎年毎年のごとくですので、数値目標をあまりはっきり出さないほうが、そして実際は内容としては達成度・評価とか今後の課題を見てもらえばよくわかると思っておりますので、かなり目標に関しては、ことし1年というよりは、継続して目標とするようなことを挙げればいいのではないかなというふうに思います。

最初に中村委員からあった狭義の教育委員の評価に関しては、どうするかという大きな問題があります。各課によって具体的な行政活動の中での評価というのをを出していただいておりますけれども、狭義の教育委員会の場合の評価、じゃあ、その評価を基準にする目標をどこに置くかというようなことも含めて、前段階としてのさまざまな準備が必要かなというふうに思います。

そして、今、教育委員の評価に際して、教育長が不在ということは異常な事態であるということを取り上げられましたけれども、それは12ページの今後の課題のところに明記していただく。このままではなくて、課題のところに教育長がいないというのは異常な事態であって、教育行政にとってマイナスであるというような内容のことをここに明記していただきたいなと私は思いました。教育長が不在という市は、東京都の市の中でも1市もないというふうに、この前名簿を送ってきたときに確認しましたが、それは1市もなかったです。島も含めて1市もないので、教育長不在の異常性ということ、今回の評価の中にぜひ書き加えていただきたいというふうに私は思います。

○【佐藤委員長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 評価の表についてですけれども、「A」「B」「C」をこういうふうにしたからかな、成績がよくなってしまったように見えますけれども、テーマがわからない。教育課題の取り組みについても、開かれた学校づくりの取り組みは「現状維持」で、教育課題への取り組みが「著しく向上」となっている。そもそも意味がわからない。するのだったら、これに合わせて具体的な教育課題の取り組み、著しく向上したのはどこか、具体的にどうなったというのを横に補足説明、大変だから今回はいいです。今後の課題として。

全部左側にあるのは、要するに大テーマなのですよ。文化財保存の取り組みとか社会体育推進の取り組み「現状維持」、青少年育成の取り組み「前進」というふうに書いてある。具体的にそれが何であるのかというのを今後の課題としては、つまり達成度を今、佐藤委員長が言われたように、目標を定めて達成するという1つの評価の方法です。それを毎年やっていったら常にそれを乗り越えなければいけないという大変なことになるので、それは米田委員おっしゃるように、重きを置かれるのだったらある一定の期間があったほうがいいと思うし、具体的に1年ずつの評価だから、著しく向上したのは具体的に何であるか、そういうような補足の説明が横に欲しいです。

教育委員会だけで自分たちでこういうふうに「前進」「現状維持」というふうに自己採点で甘くつけてしまっているというイメージがありますので、自己採点も必要だという。自己採点というところから、他人が採点・評価するならしようがないけれども、自己採点というのは実際には難しいと思うから、僕の意見としては、これはこれでいいのですが、「前進」とか「現状維持」というのはどういうことかという、一言でもいいから一例でもいいから横に挙げていただくと、一番下の図書館協議会の開催状況を「前進」というのだったら、どこどこのというような具体的なことがあれば委員会の活動内容がわかるわけで、そういうことを通じて教育委員会の評価というのは決まってくるわけで、この表をもう少し詳しく具体的に、何がどういう課題ができたかということを書き入れてもらいたいと思います。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 今、嵐山委員がおっしゃったことは、本文のほうにたくさん書いてあると思うのですね。だから、それをもう少し詳しくやったような表が必要かと思うのですが、ただ、逆に言うところの表など要らないという気も私はしてきたのです。ちゃんと評価すれば、きちんと読んでいただければいいので、一覧表で目次みたいなところに「前進」「前進」「現状維持」と書いても、これだけでは中身がはっきりわからない。何を言っているのかわからない一覧表になっているけれども、でも中身はこちらに書いてあるというのだったら、むしろこの目次の右側は書かなくてもいいのではないかと私は思います。

もう1つです。11ページから12ページが狭義の教育委員会のところになっていきますけれども、先ほど米田委員がおっしゃったように、教育長不在のことであるとか、それから教育委員長の選任の過程についても、市議会でも問題点が議論されるなどしたわけですから、そのことについては本文の中でやはり受けとめているということを書いてほしいと思っています。

もう1つは、「地域の教育行政について責任を持って処理し」、3行目ですけれども、「保護者、学校関係者、地域住民の関心や要望を適切に反映させながら教育行政を行っていくためには」というところがあって、「教育委員会が地域の教育の実情や行政課題等をよりの確に把握し、適切な施策を講じる必要があります。そのために」として書いてあることが、「教育委員会と事務局の連携を密にすること」、それから「地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき必要に応じて市長との意

見交換を行っていく」と書いてあります。ここに書いてあるのは、教育委員の課題としては、事務局との連携を密にすること、市長との意見交換を行うこと、この2つです。

私は、ここには地域の住民の人たちや親たちの意見をどうやって教育委員が受けとめていくのかという視点が欠落していると思います。私が教育委員に初めてなったときには、学校教育構想のことが論議されていて、その過程では中学校区ごとに意見を聞く会などをしていたと思います。私はまだ教育委員になっていませんでしたから、そこには参加していません。学校教育構想は、各学校ごとに教育行政と地域の要望、保護者の要望がもっと深く密接に議論できるということを目指していたと思います。学校教育構想ができなかったのだったら、むしろ教育委員会としてもっと地域や保護者の中に入っていき機会をつくるべきだったと思います。

私としても、あつと言う間に3年がたってしまいましたけれども、学校開放や道徳授業地区公開講座で参加された地域の方々の意見を聞くことはありますけれども、教育委員会としてもっと出ていくというか、そういう機会はつくれなかったと思います。それも私は反省すべき点だったと思っています。この文章は私たちが書いたものではないという、それが一番問題です。その上で、ここに私たちの課題として書かれていることは、事務局ともっと密に連絡をとって市長と話をしろということです。それが私たちの活動の課題として、私が知らないところで書かれているのは、やはりおかしいと思います。

もう1つです。今回、目的ができて目標というのが書かれています。これは平成21年度の目的と目標です。平成22年度、ことし、既に走っている7月ですけれども、ことしの目的と目標はこれと同じですか。これはいつ私たちが決めましたかそれを質問します。

○【佐藤委員長】 ただいまご質問がありましたことについて。

武川教育庶務課長。

○【武川教育庶務課長】 目標につきましては、この報告書の事業年度、平成21年度におきましては、完全な形で目標という形で各課は持っておりませんでした。ただし、国立市におきましては、事務事業マネジメントということで各事業について各課が評価をしております。その中で、これと似たような形で目標値を持って事務事業を行うという経過があります。それをこちらの報告書に載せることによって、より事業の目的、それから目標がわかるという観点に基づきまして、平成21年度よりこちらのほうに目標という形で掲げさせていただきました。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 ことしの目標はいつ出てきましたか。

○【佐藤委員長】 武川教育庶務課長。

○【武川教育庶務課長】 ことしの目標につきましても、全体的な統一をとって行っているということとはございません。今言いました事務事業のマネジメントの中で、各課が事業を進めていく中で目標値を定めて行っております。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 教育委員会の活動状況のところ、評価もなければ目標もないのです。私たちは目標を話し合って決めていません。目標を決めていないのにどうやって評価ができるのかということですから、やはりこの報告書全体の構成がおかしいです。しかも教育委員会活動に目的はあるけれども、この狭義の教育委員会は目標なしにやっている。私としては、教育委員会の活動が12ページにあるような学校教育内容の質の向上に向けた取り組みに示された目標、つまり、学力調査の平均正

答率の向上を目指す、問題行動の発生件数を抑える、新体力テストにおいて都の平均値を上回る種目の割合を高める、そして、学校不適応児童・生徒の割合を抑えるという、この4つの目標のような形では、私たちの目標は実は書けないと思っています。

教育委員会には目的はあるけれども目標がない、目標がないから評価がされないという状況に狭義の教育委員会の活動のみがなっているのはおかしい。でも、私の意見としては、だから教育委員会活動も、こういう「具体的ではあるけれども、これで本当に目標なの」というような目標を一生懸命わざわざ決めるよりは、このままでもいいという気もします。そういうことを含めると、むしろ、振り返って目標がなかったから後から去年の分の目標をつくって、それで評価をしようという、この報告書の作り方自体がおかしいということを本当に私は言いたいのです。目標がなかったのにどうして評価するのですかということです。根本問題です。

私は去年、国立の学校教育この4つを目標にしてやっていたと決めた覚えがありません。こんな目標でいいのですかという思いはしています。ですので、佐藤委員長がおっしゃったこととは多分真っ向から対立するのです。具体的に評価・検証できる目標を決めて、それでちゃんと評価していくということは、今後の教育委員会の活動としては、教育委員会にできないのだったらほかの部局でもやるべきではないということです。

○【佐藤委員長】 武川教育庶務課長。

○【武川教育庶務課長】 今、中村委員さんのお話を聞いておりますと、今回、各課で第二章以降につきましては、各課長が事務事業の担当者として内容を精査して今回記述をさせていただいています。ただ、第一章の教育委員会活動につきましては、先ほどから出ているように、狭義の今回4名の方がいらっしゃいますが、4名の方の活動状況を自主的に本来であればお話をいただいて、今言った目標とか決めていただきまして、こちらのほうにすべて記述をしていただくということが必要になってくるのかなと思います。ただ、私たちが今この報告書の中でできることは、狭義の教育委員会の方たちの活動の実態を書き上げているということです。ですからこういう方がいらっしゃって、定例会についてはこういう回数で開催をして、内容はこういうことを話し合いました。それから学校訪問については、こういう形で何月と何月と何月に行きましたという実態を述べさせていただいているのにとどまっております。もし中村委員さんの言うように、こちらについて点検・評価を行うということであれば、今現在4人ですが、4人の委員さん方にお話をいただいて、原稿等をおつくりいただいて、狭義の教育委員会の中のコメントとしてこちらのほうに掲載をしていただければなと思っています。

以上です。

○【佐藤委員長】 是松教育次長。

○【是松教育次長】 まず第1に、目標については、教育委員会に諮った目標ではございません。ただ、もともと教育委員会が大きな基本方針等があります。それが1ページ、2ページにあるわけです。これを実現するために、事務局としてさまざまなそれぞれの部門で取り組みを行っているわけです。その取り組みに対して具体的な評価、取り組みがどういった達成度だったのかという評価を求められているので、例えば第二章、学校活動の取り組みでいきますと、17、18ページに評価をしていくわけです。その際に、当然各課で取り組んでいるときに、各課の目標というものをやはり暗黙のうちにつくっているわけです。

これは先ほど事業評価という話が出ましたけれども、市のどの部門においても、それぞれの部門で取り組む事業の際に、取り組みの達成度というものはかるための目標を設定するわけです。「目

標」という言葉がおかしければ「評価指標」と言っただけでもいいのですけれども、いわゆる事務方の指標として、あるいは目的、あるいは意気込みとして、こういうようなところを目指したいのだということをつくっていくわけです。これに基づいて達成度をここで評価したということでありませぬ。ただ、もととなる目標とか指数を勝手につくるなというふうにおっしゃられるのだと、じゃあ、これは初っぱなから全部狭義の教育委員会で、そこまで事務方で目標とする指数までについて納得なされてないといけないのかという問題になってくると思います。実際にそれは、そこまでは難しいのではないかというふうに思っています。

我々は、教育委員会からのいろいろな指導に基づいて基本方針をつくっています。基本方針の取り組みについて、それを体現するようとにかくみずから目標をつくって実施しているところがございますので、例えば年間の事業計画だとか総括というのも、そういう形で行わせていただいております。ですから目標があたかも教育委員会でとにかくかっちり固めた目標だというふうにとらえられてしまうと、事務方としては、じゃあ、そういうものは先に狭義の教育委員会で決めていただかないと我々として勝手に目標をつくってはいけないのかということになるかと思っておりますので、その点、前後の関係というものをご理解いただいて判断していただきたいなというふうに思っています。

それからもう1点、12ページの「地域の教育行政について責任をもって処理し、云々」というところですけども、確かによくよく読みますと、3行目の「そのために」というのは確におかしいかなというふうに思っています。これは並列として並べられるものだと思います。1つは「教育委員会が地域の教育の実情や行政課題等をよりの確に把握し、適切な施策を講じる必要がある」ということ、また、一方で、そういうものを地域から吸収した上でもっと教育委員会と事務局が連携を密にして、それをどうやって実現していくかというようなことを考えていく。あるいは場合によっては、予算的な措置が必要になってきますし、市全体の中でのバランスというのがありますので、市長を含め意見交換を行っていくということが必要ということになるので、確かに「そのために」となりますと文章が極限化されていきますので、これは並列で並べるべきことだろうなというふうに思っていますので、これは訂正させていただきたいと思っております。

○【佐藤委員長】 2つほど少し誤解があるかなと思ったので申し上げたいのですが、数値目標ということに関しては、すべてに数値目標を入れることがふさわしいという意見ではありません。内容によっては必ずしも否定するものではないということをお知らせしました。また、評価指数に関しては、さまざま意見が出ましたけれども、ベストな評価指標というのは非常に難しいと思っています。その中で、私が達成度を評価する方法もあると申し上げたのは、今は「現状維持」、あるいは「後退」「前進」「著しく向上」、その4項目ですけども、例えば設定した目標に対して100%ほぼ達成しているとか、80%ぐらいだろうとか、数字が出るのですけれども、おおむね達成している、あるいはほとんど達成していないという評価指標を使っている自治体もあるということをお知らせしました。

それから今いろいろご意見が出ましたけれども、教育委員会には教育目標と基本方針があります。それは都の教育委員会の教育目標、基本方針を踏まえてつくられています。そのもとに事務局は学校の現状、子どもたちの実態、それから社会教育の実情、各課の課長がよくご存じだと思いますので、それを踏まえて目的に準じた目標を設定していただいていると私は理解しております。その中で、多少の修正であるとか意見の交換はあるにしても、その一つ一つに「○」「×」「△」をつけてどうだということが教育委員としてふさわしいのかどうかということには私は疑問があります。やはり大切なことは、目的、目標に向かって方向性を確認していくことではないかと思っております。また、その達成

に向けて力を合わせていくことが大切であると思います。

また、教育長の件がさまざま出ておりますけれども、先ほど教育行政にとってマイナスであるといってお話が出ました。確かに大きな痛手だと思います。特に事務局は1人大事な方がいらっしゃるままでお仕事を進めているということは大変なご苦労であると思いますし、それを感じさせないお仕事をさせていただいていることに私は非常に感謝をしています。私は教育長がいらっしゃる状況の中でも、教育行政にマイナスにならないように、それぞれの立場で皆さんが努力して何とか今前に向かっていていると思っていますので、そうしたことも踏まえて、点検・評価報告書に書き加えることはふさわしくないのではないかと思いますし、また、主張する場合は別にあるのではないかと考えております。

大分時間が長くなりましたけれども、議会に提出する点検・評価報告書ということではいかがでしょうか。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 恐らくこの表、ページ数を入れたらどうですか、12ページとか。これだけだとばーっとしてしまうから、何ページ、何ページってそれを書き加えるだけでわかりやすくなると思う。

○【佐藤委員長】 是松教育次長。

○【是松教育次長】 目次のところ、各取り組み評価の表と右側の目次の各章立ての各項といいますが、番号のところにはページ数が振ってありますので、ここにまた左のほうにページ数を入れるかどうかというところがございますので、そこら辺は全体がしつこくないかという、そういうのを含めて考えさせていただきたいというのが1つございます。

それから各取り組みの評価を全面に出したのには2つほど理由がございまして、1つは、先ほどから再三ご議論になっているのは、教育委員会としての全体的な評価がないではないか、あるいは狭義の教育委員会としての活動状況の評価等がないではないかという議論が実はこれを提出した議会のほうからございました。その中で、狭義の教育委員会の活動状況というのは、あくまで活動状況を明記したものであって、これを評価する内容ではないので、むしろそういう活動を通じて二章から六章までの取り組みがどう前進したのか、後退したのかというようなところでの全体的な評価をさせていただいているのだというふうに回答させていただきました。

そうした中で、だったらそういう評価がすぐにパッと一目で各取り組みの評価がわかるようにしてほしい。それぞれの章の最後に達成度とか評価の理由がちゃんと書いてあるのはわかるのだけれども、これを各議員が個別に読みながら表をつくって全体を書いてみないと、全体的な取り組みがどれが「前進」してどれが「現状維持」なのかとか、そういうのが非常にわかりづらい。総体的にパッとまず見て、全体的な取り組みでどういうふうになっているのかというのを冒頭に載せていただいたほうが親切ではないかというようなことが議会から要望としてございました。それで今回は、評価の表の個々のことについてはすべてそれぞれの章立てのところに書いてあるわけがございますから、それを冒頭に持ってきて議会の要望にこたえたということでございます。

以上です。

○【佐藤委員長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 ここに書いてあるのだけれども、左が連動しない。右などは要らないかも。このページ数、極端な話。同じことを書いてあるわけですよ。第二章と。どこが違うか、上の3行だけでも。あと要らない。ページ数を書けばいい。だから、これが連動するとわからないから、重なっ

でも入れるというのが親切なのです。こっちに書いてあるからいいだろうというのではない。しつこく入れる。今から入れられないですか。

○【是松教育次長】 入れられます。

○【嵐山委員】 入れたから連動するというのは、わかりやすくするだけのこと。入れたほうがいいですよという意見です。

それから教育長が不在のことは確かに大変なだけけれども、ここに入れる、この中に入れるというのはどうかなという感じがします。なぜなのか事情はよくわからないのだけれども、教育長がいないと困るけれども、報告の中に入れるというのはちょっと違うなという感じがして、それはこのままがいいという感じがします。明記しないほうがいいと思います。

○【佐藤委員長】 さまざまなご意見をいただきました。嵐山委員からは、編集のプロとしてのご助言をいただきました。そろそろ採決に入りたいと思います。

本当にいろいろなお声が出ました。これからもいろいろな場で意見の交換を進めていくということで、平成21年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書につきましては、可決ということでよろしいでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 先ほど是松さんが提案してくださった12ページの3行目からの、これは私たちの課題が事務局の連携と市長であるというところの文章は、もう少し適切に直していただきたい。それを含めてということをお願いしたいと思います。

もう1つは、私が先ほど申し上げたかったのは、目標を全部教育委員会がこの5人で決めるということではなくて、それでも、新年度がスタートするに当たって、この教育委員会が統括する全体の業務がどのような目標を持ってやられているかということをおかしいのではないかとことです。そういう日程的なことも含めて、この目標は21年度が始まったときには私たちに共有されていなかったということの問題を、これからは繰り返してほしくないという要望として受けていただきたいと思います。

○【佐藤委員長】 4月に各課の事業計画について報告をいただきますけれども、そのときに目標もあわせていただくことは可能でしょうか。

是松教育次長。

○【是松教育次長】 非常にややこしいのが、国立市全体として市長部局等も含めてなのですけれども、今、行政評価という手法をとっているのです。その中で、嫌でも各事業事業についての達成度をはかるための評価指標というものをつくらされるのです。各課、評価指標をどれにするかということで、今つかめるいろいろな、具体的に指標ですから、数値ですから、具体的なものとしてつかめるデータでなければいけないものですから、ある程度限られてしまいます。「これだけではないだろう」と言われれば確かにそうなのですけれども、確実にこれを見れば少なくとも傾向はわかるというようなデータに限られて、こういうふうに指標をつくらされているわけです。

実は各事業部分においては、行政評価という指標の中では、こういう指標もここ2年か3年ほど使いつづけてきているものですから、当たり前のように使っていたところがあるのです。それがいきなり出てきたということは確かに教育委員さんからすれば戸惑いがあるのだろうなというふうに思いました。その点は大変申しわけないと思っていますので、それにつきましては、今後具体的な各課の年度の計画、あるいは途中での総括のときに、その都度中身も、こういった目標や行政評価に使っている

指標は、こういうものだということについては情報をこまめに出していきたいというふうに思っております。

○【佐藤委員長】 では、時期を見て評価指標、あるいは目標に対する情報をいただくということをお願いしたいと思います。

では、改めまして可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第16号、平成21年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書については可決といたします。



○議題(7) その他報告事項 1) 平成21年度学校給食費決算報告について

○【佐藤委員長】 次に、その他報告事項に移ります。(1) 平成21年度学校給食費決算報告について。

石田給食センター所長、お願いします。

○【石田給食センター所長】 それでは、平成21年度学校給食費決算報告について報告いたします。これは6月24日木曜日、学校給食センター運営審議会で承認されました報告でございます。

では、資料1ページをごらんください。平成21年度学校給食費収支状況でございます。

まず、3つの表の収入について説明いたします。

区分の下の1行目、現年度給食費の行をごらんください。調定額です。児童と生徒数から算出した平成21年度の給食費の総額2億3,233万1,891円。その2つ隣、収入額です。2億3,063万7,797円。未収入額169万4,094円。摘要、収納率が99.27%となりました。前年度の未収入額は277万2,660円、収納率が98.83%でしたので、0.44%の収納率の向上。未収入額については、107万円ほど減らすことができました。

次に、2行目をごらんください。過年度の給食費です。調定額が昨年度の未収入額となりまして1,449万8,645円。2つ右の収入額です。295万1,725円。飛びまして摘要の欄で収納率が24.60%となりました。昨年度の収入額が68万5,542円、収納率が5.52%でしたので、19.08%の収納率の向上。それから226万円ほどの多くの収納をすることができました。過年度の未収入額につきましては、調定額から不納欠損額250万1,886円、それから収入額を差し引いた額904万5,034円となりました。不納欠損額とは、10年を超えたもの及び5年を超えて市外に転出したもので、督促をしても応答のないものについて滞納整理をするものでございます。

それから3行目は、前年度の繰越金です。

4行目は、雑入の預金利子です。

5行目は、合計欄でございます。調定額合計2億6,033万5,577円、不納欠損額250万1,886円、収入額2億4,709万4,563円、未収入額は1,073万9,128円となりました。前年額の未収入額合計より375万9,517円少なくすることができました。

次に、支出の表を説明いたします。

区分の下、1行目は、パン・米・麺などの主食購入代でございます。

2行目、副食代につきましては、肉、魚、野菜、くだもの等の金額でございます。

3行目は牛乳購入代で、4行目は調味料購入代でございます。

支出の合計といたしましては、2億3,376万9,038円となりました。

最後は、右の下の合計の表でございます。

先ほどの収入合計から支出の合計を差し引いた額1,332万5,525円が差引残高となりました。昨年度の額より16万8,225円の減少でございます。これが繰越金となります。

以上が収支状況の報告でございます。

続きまして、2ページ目をごらんください。小・中学校別の月別の収支状況でございます。

3ページ目が中学校の収支状況報告でございます。3ページ目の合計、太枠の部分が小・中合わせた合計でございます。

4ページ目をごらんください。施設名別の給食費の未納額の内訳でございます。

5ページ目につきましては、物資代金の月別支払内訳でございます。5ページ目が小学校、そして6ページ目が中学校、同じく最終の太枠の欄が小・中学校の合計となっております。

それから7ページ目をごらんください。過年度の給食費の年度別の一覧表でございます。ごらんとおり、右から2つ目の収入の額をごらんいただくと、直近の20年が非常に収入が多く、年数が経過するほど徴収しづらい状況がございます。

8ページ目については、未納額の学校別の一覧表でございます。

9ページ目は、対前年度比の対比表でございます。参考程度にごらんください。

10ページ目につきましては、過年度の不納欠損処分でございます。先ほどもお話ししましたとおり、10年を超えたもの及び5年を超えて市外に転出したもので督促をしても応答のないものについて滞納処分するものがございます。これについては、他市町村においても同様の滞納整理を行っております。主に民法や地方税法の規定を準用しておるようで、多摩の26市については、2年、3年、5年が主な滞納整理期間としているケースがほとんどでございます。国立のように期間が長いのはまれでございます。その中で、ここ数年は市外について滞納整理をしておりませんでしたけれども、ここで追跡調査等いたしまして、督促を行いまして不納欠損処分をしました。できるだけ滞納整理ができるような事務処理を行ってまいりたいと考えております。

11ページから14ページにつきましては、児童名・生徒名は数字になっておりますけれども、これは個人単位の滞納の額が示されているところでございます。

以上が決算報告の説明になります。ご承認のほど、よろしく願いいたします。

○【佐藤委員長】 ご説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますか。

給食費の未納についてお話ししたいのですけれども、今、過年度給食費の収納率が非常に上がっているという報告をいただきました。これは職員の努力のたまものだろうと思うのです。感謝するとともに、やはり職員の努力だけに頼っている現状は問題であろうと思うことと、不納欠損処分につきましても、事務処理というか、その作業を含めてこれだけの労を割くということも、学校給食センター運営にかかわることではありますけれども、そこまで時間と努力をかけるということが果たしてふさわしいのかどうかということも今後検討する課題ではないかと思っております。

先日、文科省が都道府県教委に対して学校給食費の未納状況に関する調査依頼通知を出したという報道がありました。これは総額22億円あまりの未納が発覚したと言われてる平成18年度以来4年ぶり2度目の調査になると思います。今回の調査は50校に1校の割合で、その結果から全体状況を推計するということですが、担当課の「経済情勢の悪化で未納者がふえているのではないか」という声も紹介されておりました。

そうした中で、6月から子ども手当が支給されています。子ども手当から天引きできる仕組みを求

める声も実際に上がっているという報道もありましたし、今、議題となっていました活動の点検・評価報告書の中にも、給食センターのところで「子ども手当の支給が6月から開始されたので、学校給食の意義や役割、重要性について改めて保護者の方々に周知し、法の趣旨に沿った子どもの健やかな育ちを支援するためにも、給食費の滞納が解消できるようにご理解、ご協力を得られるよう努める必要がある」と書いてありました。子ども手当と直接関連をして国立市独自で何かするのは難しいと思うのですけれども、やはり今後、世の中の動向を見据えつつ、そのあたり保護者の方に正しく理解していただいて、やはり正當に判断をしていただくということにつながればと思っています。

先日、武蔵村山の教育広報を見せていただいたときも、「給食費の納入は保護者の義務です」という見出しがあって、保護者から納めていただく学校給食費は、すべて食材料に充てられているので、未納があると児童・生徒が食べる給食の内容に影響するというところで協力を求めています。そのあたりが1つ問題だと思しますので、広報等で今後未納に関して理解を求めるような予定は今あるのでしょうか。

石田給食センター所長。

○【石田給食センター所長】 ただいま「くにたちの教育」の8月5日号の発行に向けて掲載を予定しております。内容につきましては「子ども手当で給食費の納入を」というような見出しで、法の趣旨にもございます「次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援する」ところに使われるようにということで、教育関係に、または保育関係に使われるようにということで啓発しているところでございます。

○【嵐山委員】 子ども手当がいつまで続くかですね。

○【石田学校給食センター所長】 その問題はありますけれども。

○【嵐山委員】 そういうふうに切りかえるというのは大変でしょう。その作業が。

○【石田学校給食センター所長】 子ども手当の給食費、それから保育費への相殺というのはできないのです。これは受給権の保護、受け取りの保護というのがございますので、こちらのほうに支払う前に振り替えるというのはできないのですけれども、給食費の口座と、それから子ども手当の受け取りの口座を一緒にしていただくような記事を載せておりますので、受給を行った後に口座の引き落としの手続をするということができれば納入につながるのではないかと手法は考えております。

○【嵐山委員】 収納率99.27%というのは優秀ではないですか。そんな気がしますけれども。あまり目くじらを立てるのとも思います。

○【佐藤委員長】 様々事情のある場合は、行政としても幾つかの対応がありますということも含めて周知に努めていただきたいと思います。何より未納者が多いほど給食全体の質に関係するということをご理解いただけるように努めていただければと思っています。

ほかにはいかがでしょうか。

なければ、次に移ります。



○議題（8） その他報告事項 2）市教委名義使用について

○【佐藤委員長】 次に、報告事項2、市教委名義使用について。

尾崎生涯学習課長、お願いします。

○【尾崎生涯学習課長】 平成22年度6月分後援等名義使用承認一覧表をごらんください。

番号1でございます。主催団体は、国立市ボランティアセンターでございます。

事業名は、夏体験ボランティア2010。

内容につきましては、夏休み期間を利用し、ボランティア活動に興味のある青少年層を対象に行っております。体験活動を通して多様な価値観や地域づくりに参加することの意味を考える機会とするものでございます。

番号2でございます。主催団体は、国立市ボランティアセンターでございます。

事業名は、「～親子でチャレンジ！ボランセン楽校～身近にあるぞ！ボランティア講座」。

内容につきましては、夏休み期間を利用して、子どもたちが楽しみながら自然や環境について学び考えて行動できるようになることや、地域で自分たちにできることを考えるきっかけづくりを目的とし、3種類の講座を行うものでございます。

番号3でございます。主催団体は、社会福祉法人国立市社会福祉協議会（子育て部会）でございます。

事業名は、2010夏休みくわがた・かぶとむしの飼い方教室でございます。

内容につきましては、児童の体験学習のきっかけづくりと、親子参加による家庭福祉の充実を目的とし、自然散策とともに、ゲームなどを通じてクワガタ・カブトムシの理解を深めます。

番号4でございます。主催団体は、MOA美術館国立児童作品展実行委員会でございます。

事業名は、MOA美術館国立児童作品展でございます。

内容につきましては、「社会の変化にみずから対応できる心豊かな人間の育成」「みずから学びみずから考える力などの生きる力の育成」などを目的として、次世代を担う子どもたちの創作活動を奨励する意味で、小学生を対象とした公募展で行うものでございます。

番号5でございます。主催団体は、国立市市民オーケストラでございます。

事業名は、くにたち市民オーケストラ第33回定期演奏会でございます。

内容につきましては、国立市民及び近郊市民・音楽愛好家に対する身近な演奏会の提供を目的とした定期演奏会でございます。

番号6でございます。主催団体は、くにたち将棋同好会でございます。

事業名は、第3回くにたち将棋大会。

内容につきましては、日本の古典文化である将棋を通して、世代間交流を図ることを目的として行うものでございます。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見などございますか。

中村委員。

○【中村委員】 番号2の活動内容の「①絵本の展示を打ってみよう」という「展示」という字は間違いだと思います。

○【尾崎生涯学習課長】 失礼しました。

○【中村委員】 それから6番、くにたち将棋同好会の「将棋を通して、世代間交流を図ることを目的」と書いてあるのですけれども、これはいろいろな世代の人たちを集める、特別な努力とか企画とかをされているのでしょうか。

○【佐藤委員長】 尾崎生涯学習課長。

○【尾崎生涯学習課長】 そういう宣伝の仕方というか、募集の仕方はしていないのですが、小・中学生は無料で、高校生以上は1,000円ということで、子どもも大人も参加しやすいという内容になっ

ております。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

なければ、秘密会以外の審議案件はすべて終了いたしました。

ここで、次回の教育委員会の日程を決めておきます。どのようにになりますか。

是松教育次長。

○【是松教育次長】 次回の教育委員会でございますが、先ほど委員長からもございましたように、8月3日火曜日、これは時間が午後1時からになります。国立市役所3階の第1・第2会議室におきまして、平成23年度使用の小学校の教科用図書の採択について審議を行うための臨時会を開催いたします。

それから8月の定例会でございますが、これは8月24日の火曜日、こちらは時間が午後2時からとなりまして、会場もこれまでどおり教育委員室で開催させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 それでは、次回の教育委員会は、8月3日火曜日、午後1時から、国立市役所3階第1・第2会議室において臨時会を開催し、平成23年度使用の小学校の教科書の採択について審議を行うことといたします。

また、定例会におきましては、8月24日火曜日、午後2時から、会場は教育委員室で開催することといたします。

傍聴の皆様、お暑い中遅い時間までご苦労さまでございました。

午後5時39分閉会